

栃木県「文化と知」の創造拠点整備運営事業

意見交換会における対話内容一覧

- ・ 令和8(2026)年8月に実施した「栃木県『文化と知』の創造拠点整備運営事業 実施方針等に関する意見交換会」における対話内容を公表します。
- ・ タイトル・内容は、原文のまま掲載していますが、資料名・頁・項目名等については一部修正しています。
- ・ 参加者が作成した議事録を基に作成しているため、表記や表現が一部統一されていない箇所があります。
- ・ 内容に対する回答は、現時点での県の考え方を示したものです。最終的には入札説明書等で提示しますので御留意ください。

令和8(2026)年9月9日

栃木県

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
1	実施方針	5頁	イ 事業コンセプト	3館の間の連携を強化と記載がありますが、どのようなイメージを持っていच्छいますか。今まで取り組まれた活動などがありますか。	3館の職員が運営面でも連携し、共通テーマによる研究活動や展示等を通じて文化創造拠点としての魅力を発信するイメージです。既存事例として、美術館の展覧会で図書館の協力による書籍展示や読み聞かせ等の実施、また図書館と文書館はレファレンス業務で日常的に連携しています。各館は個別館の役割を果たしつつ、連携を深めていくことを望んでいます。
2	実施方針	5頁	事業コンセプト	事業コンセプトとして「とちぎの「文化と知」を開く・つなぐ・育む拠点」とあり、「つなぐ」拠点として、「3館の間の連携を強化し、相互利用の促進を図る。」と記載がございます。この「連携」「相互利用」について、運営・サービス面での連携にとどまらず、施設・空間面における各機能の融合（区画にとられない一体的な配置・利用）まで含めて期待されているのか、県のお考えをご教示ください。	施設空間としては、基本的に各館の独立性を維持しつつ、共有部を中心に緩やかにつながる構成を想定しています。図書館・美術館・文書館それぞれの専門性は維持したいと考えています。一方で、複合化による相乗効果は重要であり、各館の融合を通じて生まれる新たな価値の創造等については、事業者からの積極的な提案を期待しています。県側では、内部の調整役・取りまとめ役として「企画運営部門」を設置し、県各館横断的な企画や連携施策を推進する想定です。民間事業者と企画運営部門が連携しながら、拠点全体の魅力の最大化を図ることを想定しています。
3	実施方針	6頁	早期完成要求の可能性について	2026年2月に住民説明会をされている。早期完成を求められる可能性はあるか？	本施設の早期完成については、地域住民からの期待として認識しています。ただし、県としては良いものをつくるための必要な期間は確保していく考えです。
4	実施方針	6頁	工期	事業期間の変更提案が可能か確認したい。	事業期間は、現時点における予定を示したものです。社会情勢や事業者からの提案を踏まえ、本事業の目的達成、事業の安定的かつ確実な実施、公共サービスの継続性等の観点から合理的であると県が認める場合には、事業期間又は各業務期間の変更を妨げるものではありません。 なお、工事完成時期に関わらず、運営期間は開館後、15年を想定しています。
5	実施方針	7頁	備品調達・設置	備品の調達・設置が開業準備業務に含まれている理由について、ご教示いただけますでしょうか。また、当該備品の調達・設置を施設整備業務、開業準備業務（維持管理・運営）のいずれで実施するかについては、事業者の提案により変更する事も可能でしょうか。	施設の設計・建設と一体的に調整する必要があるものについては、設計・建設業務区分とし、それ以外の開館に向けて順次調達・設置すればよいものについては、開業準備業務として区分しています。 なお、入札説明書等において別途認める場合を除き、事業者の提案のみをもって業務区分を変更することは想定していません。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
6	実施方針	8頁	必須事業・附帯事業	必須事業・附帯事業のカフェ・レストラン、ショップ運営等は、長期にわたる事業期間において運営することについて高いハードルがあると考えております。そのため、やむを得ない事由により撤退等を可能とする建付けにさせていただきたく存じます。 本体事業に影響するとリスク要因になるため、努力義務や協議とする条項としていただきたく存じます。	基本的には事業期間を通じて実施いただくことを想定していますが、社会情勢の変化等により対応が困難となった場合には、対応措置や改善措置について協議を行い、双方で合意可能な着地点を見出したいと考えています。 なお、詳細については、入札公告時にお示しします。
7	実施方針	8頁	任意事業	任意事業が解除となった場合において、任意事業は独立採算業務であるため、任意事業に限り効力が及ぶという理解でよろしいでしょうか。	任意事業については、県と事業者との協議のうえ中止することができる建付けとすることを考えています。なお、中止・終了に伴い発生する費用については事業者の負担を想定しています。ただし、本事業の本体業務に影響を及ぼさないことを前提とします。
8	実施方針	8頁	利用促進事業のイメージ	事業用地外で行う利用促進・魅力向上に資する事業とはどのようなイメージのものを期待していますでしょうか。（例：商業施設・イベントでのポップアップ展示、駅での情報発信、観光ルートへの組み込みなど観光施設との連携）	現時点で県として特定のイメージを有しているものではありませんが、ご提示いただいた例示のような考え方を想定しています。
9	実施方針	8頁	独立採算事業が継続困難な場合の対応	今般の事業範囲の中で独立採算で行う業務／事業が3つありますが（①「カフェ・レストラン・ショップ運営等その他運営に関する業務」②「自主運営事業」③「利用促進事業」）、これらについて実施期間中に採算が思わしくない等の理由で当該業務／事業の継続が困難となってしまった場合を想定して、何らかの（例えば、違約金等を負担の上で当該業務／事業の中止・撤退を可とするような）条項を設けていただけないでしょうか。（入札条件の公平性という観点がある一方、採算の見込めない業務／事業を長期間継続することも酷だと思いますので。） PFI事業に多数参加している中で、長期の事業で独立採算事業を黒字で進めていくのが難しいケースも多々あります。1年分の賃料支払で撤退などを可能とする等の条項が事業契約に盛り込まれていると有難いです。	以下の2つで対応が異なります。 ①「カフェ・レストラン・ショップ運営等その他運営に関する業務」について 必須事業である為、採算性を理由に一方的に解除することは難しいですが、営業形態、営業時間の変更等の協議には応じます。 ②「自主運営事業」③「利用促進事業」について 本件は任意事業であることを鑑み、必須事業、本来事業の適正かつ確実な履行に支障がないことを前提として、県と事業者の協議の上で、事業の一部または全部の変更、休止、終了をすることができる想定です。 なお、詳細は入札公告時にお示しします。
10	実施方針	9頁	提案時の基準金利	金利は上昇局面にございますため、提案時の割賦の基準金利は、予定価格を算出した際に用いた金利水準での設定をお願い出来ますでしょうか。 金利水準が適正に設定されない場合、提案価格が収まらない可能性が高く、応募可否の判断に影響します。	入札公告においてお示しします。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
11	実施方針	9頁	施設整備期間中の出来高での支払	施設整備期間が約5年半にわたる長期となっているため、工事の進捗に応じた出来高部分払いの採用を検討いただけないでしょうか。引渡し後の一括となる場合、出来高払いに比べて資金調達に伴う相応の金利負担が生じます。 また、当初から金利想定が2倍になることもあるため、その場合、予定価格にその予想を反映すると入札金額に大きな影響を与えます。	市場動向を踏まえたうえで入札公告においてお示しします。
12	実施方針	9頁	対価の支払方法	設計・建設業務の対価は一括金及び割賦方式にてお支払いいただける認識ですが、どの程度一括金でお支払頂ける想定かご教示いただけますでしょうか。また、設計・建設業務の対価の消費税相当額は引渡し時に一括してお支払頂ける理解でよろしいでしょうか。 割賦対象額が大きい程割賦金利が増額し設計・建設にあてる予算を逼迫するため、一括金対象額を大きくご提示いただけると幸いです。 金利は上昇しており、建中利息でも数十億円程度、割賦利息では百数十億円程度となるため、建設費に必要な予算が回らなくなり、不調になるケースが他事例でも発生しています。	ご意見として承ります。
13	実施方針	9頁	サービス購入料	サービス購入料の支払について、事業者に対する債権及び債務を県の任意で相殺される場合は、「違約金や損害賠償が支払われないときは～」といった前提を付して規定いただけますでしょうか。 任意で相殺されてしまう場合は業務受託者や資金調達先の金融機関への負担が大きく、本事業への参加が困難となる可能性がございます。 割賦債権を担保として資金調達するので事業者の帰責によらずサービス対価から相殺されてしまう文言があるケースがあり、その文言があると金融機関からリスクとして捉えられる可能性があります。	ご指摘の趣旨及び事業者側のリスクについては理解しました。一方的な取扱いとならないよう、規定内容について整理します。 現時点では、法令及び事業契約に定める要件を満たす場合に、対当額で行うことを予定しています。詳細は、入札公告時に公表する事業契約書（案）をご確認ください。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
14	実施方針	9頁	サービス購入料	サービス購入料（割賦）の基準金利について、基準となる金利期間はどのようにお考えでしょうか。 例えば、15年物の金利を想定されているのか、あるいは5年物を用いて期間中に複数回改定する想定なのか、もしくは10年物と5年物を組み合わせる想定なのか、ご教示ください。 金融機関へのヒアリングでは、本事業規模を踏まえると、多額の資金調達が必要となる場合には複数の金融機関による協調融資が想定されます。そのため、年限が短い5年物等の基準金利を採用した方が資金調達を行いやすく、また金利スプレッドの低減にもつながる可能性があるとの意見がありました。 この点を踏まえ、県のお考えをお聞かせください。	ご意見を踏まえ、入札公告においてお示しします。
15	実施方針	9頁	設計・建設業務の割賦・一括払い	「国の交付金等についての収入に関しては、本施設引渡し時に一括して事業者に支払うことを予定している」とありますが、割賦方式と一括支払の金額割合を提示頂くことは可能でしょうか。 昨今、金利が高騰しており、一括支払の割合が不透明ですと事業コストに大きなプレが生じ、予備コストを保守的に積む必要が出てくる可能性があります。施設整備・維持管理・運営の提案を充実させるために割合の目安を提示頂けますよう、お願い致します。 また、割賦払いの金利に関して、15年のスワップレートを使う考え方もあるが、提案時の金利を抑えるために5年のスワップレートとし、割賦期間中に2回、金利改定をするという手法もある、この点について、県の考えを教えてください。 加えて、整備期間中の金利変動リスクは事業者負担とされ、借入に関しては外部の金融機関からTIBORを指標として、変動金利で借入をするのが、一般的です。低金利の状況においては事業者側である程度のバッファを考慮しコストして見込むことができたが、金利上昇時においては、読みにくいリスク分を多めに提案時のサービス購入価格に織り込まざるを得なくなります。整備期間中の金利変動リスクを行政側で持つ考えはありますか。	ご意見として承ります。詳細については入札説明書等でお示しします。金利上昇局面という点は十分に認識しており、頂いた意見を含めて対応について検討します。
16	実施方針	9頁	利用者から得る収入 観覧料収入	企画展の観覧料について、県が企画する企画展や実行委員会ものなど、多様なスキームが想定されますが、見込み収入算定にあたり現在県が想定している算出方法をお教えください。また予算算出時に過大な見込み収入の算定は行わないようにしていただきたい。	見込み収入算定にあたっては、年報等に記載の来館者数を参考に見込んでください。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
17	実施方針	9頁	利用者から得る収入 駐車場料金など	駐車場料金について、無料時間の指定などお考えがありますか。また想定されるシステムなどありますか。最近 はゲートのないシステムなどもあり、自由度の高い要求 水準を希望します。	駐車場料金及び導入するシステムは事業者提案に委ねま す。ただし駐車場料金を有料化する場合は、施設の利用 者について利用時間に応じた無料および割引処理等を行 うことを想定しています。
18	実施方針	9頁	カフェ・レストランの 修繕費・機器更新費	水光熱費、維持管理費はサービス対価に含まないという ことですが、設備・機器更新なども含まれないという理 解でよいでしょうか。（機器故障と同時に撤退というこ とが想定されますが。）	カフェ・レストラン等の運営に係る光熱水費及び維持管 理費は、サービス購入料には含めず、事業者の負担とす る予定です。また、カフェ・レストラン等の専用設備・ 機器について、供用開始後の修繕又は更新が必要となっ た場合の費用は、原則として事業者の負担とする予定で す。ただし、施設本体又は他の施設部分と共用する設備 に係る修繕・更新については、対象となる設備、修繕等 が必要となった原因及び事業契約上のリスク分担を踏ま え、個別に判断します。詳細は、入札説明書等でお示し します。
19	実施方針	10頁	カフェ・レストランの 使用料・退転リスク	現時点でのカフェ・レストランの使用料（範囲）や退店 リスク（要求水準未達条件や罰則など）はどのように考 えていますか。 なるべく軽くなることを希望します。	使用料の考え方は入札説明書等でお示しします。一般 的な退店リスクは事業者が負担とすることを基本とするも の、利用者サービスを継続確保することを前提に県と 事業者で協議することを想定しています。
20	実施方針	10頁	カフェ・レストランの 課金範囲について	レストラン事業者の負担を可能な限り減らすことで撤退 リスクを削減するためにも、カフェ・レストランの課金 範囲を厨房部分のみとしていただけないでしょうか。	詳細については、入札説明書等でお示しします。
21	実施方針	10頁	使用料収入	ショップの賃料について、独立採算で長期安定的に運営 するため、全額減免もご検討いただけますでしょうか。	具体的な金額や減免内容は、入札説明書等でお示しま す。
22	実施方針	10頁	適正な予算設定につい て	工事費高騰など、昨今の情勢から取組断念となる事業が 多数ございます。本事業においても、事業者の意見を踏 まえて適正な予算を確保していただけないでしょうか。	昨今の情勢を踏まえ、適正な予算の確保に努めます。 詳細については、入札説明書等でお示しします。
23	実施方針	11頁	募集及び選定の方法に ついて	実施方針の意見でも出したが、選定の方法を「総合評価 型一般競争入札方式」ではなく、「公募プロポーザル方 式」で検討されたことはあるか。 本件、複合要素のある施設のため、「公募プロポーザル 方式」の方が民間事業者の幅広い能力・ノウハウが発 揮できるかと思う。 また、物価高騰が続いている昨今において、入札不調の リスクについても「公募プロポーザル方式」の方が民間 事業者側は柔軟な提案ができ、低減できるかと思い、内 閣府も推進する動きがある。この点をどう考えるか。	本県のPFI事業実施プロセスガイドラインに沿って検討し た結果、本事業では、総合評価一般競争入札方式を採用 することとしています。 本方式においても、価格と提案内容を総合的に評価し、 競争の対話等を通じて民間事業者の能力やノウハウを生 かした提案を求めます。物価上昇や入札不調のリスクに ついては、事業条件やリスク分担の適切な設定、民間事 業者との対話等により対応する考えです。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
24	実施方針	11頁	予定価格の公表	予定価格を公表する場合、少なくとも以下の区分に基づく参考価格（目安）を公表いただけないでしょうか。 ①施設整備費（設計・建設） ②運営業務費（共通業務、美術館、図書館、文書館） ③維持管理費	予定価格の公表にあたっては、区分や内訳を明示する予定はなく、総額での予定価格を公表する予定です。
25	実施方針	11頁	スケジュール	「落札者の決定・公表」から「本事業の事業契約の仮契約締結」までの期間について、SPC設立業務に時間を要するため、最低でも1ヶ月半程度は頂きたい、ご検討をお願いいたします。	現時点では、落札者決定から仮契約締結までの期間について、1か月半程度を確保する予定です。なお、詳細なスケジュールについては入札説明書等でお示しします。
26	実施方針	14頁	違約金	運営・維持管理期間における、事業者帰責事由による契約不履行により課される違約金相当額は、プロジェクトファイナンスの融資対象外であり、一般的に融資金融機関から資金の積み立てを要求され、事業者が調達することになります。 違約金が多額になる場合、金利などの費用が増加してしまう可能性がありますので、PFI事業において一般的な運営業務及び維持管理業務の対価の年額の10%程度として頂きますようお願い致します。	詳細な条件については入札公告時に示す予定ですが、現時点では、本施設の引渡し後に、事業者の責めに帰すべき事由により契約を解除した場合の違約金は、当該解除が生じた事業年度に係る開館準備業務、運営・維持管理業務及び統括マネジメント業務の対価の合計額の10%に相当する額とする予定です。
27	実施方針	14頁	基本協定	基本協定書において、独禁法違反及び談合等により違約金が課される場合、本事業において独禁法違反及び談合等を行った場合に限定して頂きますようご検討をお願い致します。本事業に限定されない場合、構成員にとってリスクが過大となり、本事業への参加が困難となる可能性がございます。	違約金については、本事業との関連性が認められる事象を対象とする想定です。詳細な考え方については、入札公告時にお示しする予定です。
28	実施方針	14頁	基本協定	基本協定書において、構成員が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付け（帰責性を有するものが連帯して負担）として頂きますようご検討をお願い致します。	入札公告時にお示しする予定です。
29	実施方針	14頁	基本協定	基本協定書について、事業契約において基本協定書と同様の事由による違約金が規定されるケースが一般的かと存じますが、その場合は基本協定書における違約金については、事業契約締結前までに違約金の発生事由に抵触した場合に課される形として頂きますようご検討をお願い致します。	基本協定書に定める違約金については、事業契約の締結前に生じた事由のみを対象とするのではなく、本事業の入札に関する不正行為等が事業契約締結後に判明した場合も含め、対象となる事由の性質に応じて適用することを想定しています。具体的な取扱いについては、入札説明書等でお示しします。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
30	実施方針	15頁	入札参加者の構成	「ただし、選定されなかった入札参加者の構成員又は協力企業が、選定された事業者による本事業の事業契約締結後に、事業者の業務を受託し、又は請け負うことは可能であるが、構成員であった者については、本事業の遂行上、真にやむを得ないと県が認めた場合に限るものとする。」とあるが、これを明記されることにより、情報漏洩などの不正が起こるのではとグループ内で疑心暗鬼が生じる状況となる。 このまま明記されるのであれば、事業者決定まで他グループへ情報漏洩等をおこなわないことを参加各社に提出させるとともに、情報漏洩などの事実が確認された場合は例え協力企業としてであっても決定した事業者からの業務受託は認めない旨を示すようお願いする。 現状の記載では構成企業のみ対象となっており、協力企業は対象から漏れているため、懸念している。コンプライアンス上、応札可否にも関係するため、栃木県からなんらかの情報発信をしてもらいたい。	変更後の実施方針をご確認ください。
31	実施方針	15頁	代表企業の変更	代表企業を切り替える場合に懸念する点があれば教えてください。	代表企業の変更については、随時認めるものではなく、設計・建設段階から運営・維持管理段階への移行時に限り、県の事前の書面による承諾を得た上で認める予定です。 変更にあたっては、変更後の代表企業が構成員であること、変更前の代表企業が構成員から外れないこと、変更後も構成員及び代表企業の出資比率が所定の要件を満たすこと、並びに本事業の円滑かつ確実な遂行に支障がないことが必要です。具体的な要件及び手続については、入札説明書等でお示しします。
32	実施方針	17頁	ショップ事業の入札参加資格について	ショップ事業を構成員として担当する場合、入札参加資格はどの分類で取得すればよいでしょうか。	構成員となる場合は、入札参加資格要件の「運営業務に当たる者」の要件を満たす必要があります。なお、競争入札参加者資格等に基づく入札参加者資格については、栃木県競争入札参加資格（物品・役務）を取得してください。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
33	実施方針	18頁	電気設備工事・機械設備工事に当たる者	電気設備工事および機械設備工事に当たる者が共同企業体の場合、代表者のみならず全ての企業が要件を満たすこととの回答であるが、県内の総合建設会社においては必ずしも電気設備工事や機械設備工事の許可を保有しているとは限らないことから、県内建設企業の参加の門戸が狭められてしまう。 ついては、電気設備工事および機械設備工事については、共同企業体であれば、その代表会社が実施方針に記載のa～cの要件を満たしていれば足りるという内容に変更をお願いしたい。	変更後の実施方針をご確認ください。
34	実施方針	20頁	運営実績	美術館と図書館は全く違う業種ですが、求める実績はどちらか1件で良いのでしょうか。両方の実績を求めるべきではないのでしょうか。	現時点では、美術館（博物館）または図書館のいずれか1件以上の運営実績を参加資格要件とする方針です。 なお、美術館、図書館及び文書館からなる複合施設を適切に運営するための業務実施体制、業務遂行能力等については、提案内容を踏まえて審査する予定であり、詳細は入札説明書等でお示しします。
35	実施方針	23頁	代表企業の変更	本施設の引き渡し完了後に代表企業を変更することは可能でしょうか。変更にあたっての条件がございましたらご教示願います。	詳細については入札説明書、契約書でお示しますが、代表企業変更に関するポイントは以下の2点です。 （1）変更の時期 設計・建設から運営・維持管理の移行時に限って、県の了承、書面による承諾により代表企業の変更を可能とします。 （2）変更の要件 ①変更前、変更後の代表企業が共に構成員から外れないこと ②構成員、代表企業の出資比率に関しては、入札説明書等で示す所定の要件を満たすこと ③本事業の円滑かつ確実な遂行に支障がないこと
36	実施方針	23頁	代表企業の変更	代表企業になるには最大出資者であることが要件であるため、施設引渡しのタイミングで代表となる構成員から代表となる予定の他の構成員へ株式譲渡という手続で対応するという理解で良いのでしょうか。もしくは、代表となる予定の他の構成員が増資するという対応でも良いのでしょうか。 また、統括責任者を変更せずに代表企業を変更することも事業の遂行上問題なければ可能でしょうか。	株式譲渡、増資のどちらでも対応は可能です。 また、統括責任者を変更せずに代表企業を変更することも可能です。必ずしも統括責任者を代表企業から出さなくても良いですが、事業の遂行上支障がないことが必要です。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
37	実施方針	28頁	物価変動の事業者負担範囲について	リスク分担表No. 19（※3）において「協定等で取り決めた一定範囲までは事業者が負担し、これを超えた場合は県が負担する」とされていますが、当該「一定範囲」の閾値及びスライド条項の具体的な適用条件・算定方法は、入札説明書等において明示いただけると理解してよいでしょうか。 また、昨今の急激な物価上昇の傾向に伴う社会情勢及び内閣府より示されているPFIに関するガイドライン等を踏まえ、サービス対価改定の基準時点(起算日)は入札公告日とするとともに、起算日から運営業務開始までの期間における物価変動についても、サービス対価に適切に反映する仕組みを設けていただけると理解してよいでしょうか。	物価変動の算定に係る起算日については、令和7年12月25日内閣府より発出された「PPP／PFI事業における物価変動の影響への対応について」や令和8年6月16日に閣議決定された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」等を踏まえ、市場を取り巻く環境を反映した対応を検討します。また、開館準備、運営・維持管理及び統括マネジメント業務の対価については、物価変動等に応じた改定方法を設ける予定です。 詳細については入札説明書等でお示しします。
38	実施方針	28頁	物価変動リスク	通常の物価スライドに加えて、資材価格の著しい変動や急激なインフレーション等の特別事情が生じた際は、コストの変更協議を請求することができる規定を入れていただきたく存じます。	通常の物価変動に伴う改定に加え、予期せぬインフレやデフレなどの社会経済情勢の大きな変化が生じた場合にも、サービス購入料の見直しに対応できる仕組みとしたいと考えています。詳細な取扱いについては、入札公告時にお示しします。
39	実施方針	28頁	物価変動リスク	設計・建設期間が66か月間と長期にわたるため、期間中に一部資金調達し施設整備企業等に支払う必要があると考えております。金融機関から資金調達する際に、変動金利が採用されることが多く、また昨今の金利変動幅が著しく高いため、建中ローンの利息についても物価改定時に考慮していただけますと幸いです。 資金調達に係る変動リスクについては事業者負担であると理解しております。一方で、近年の他案件では、事業者が負担する金利コストを入札価格に反映することが認められている事例も増えております。他事例においても同様の取扱いが認められているケースがあることから、本案件においてもご検討いただけますと幸いです。	建中金利については、資金調達方法、借入時期、借入期間及び借入条件等が事業者ごとに異なるため、物価変動又は金利変動に伴う改定の対象とすることは予定していません。
40	実施方針	28頁	物価変動リスク	運営・維持管理期間においても物価改定を規定いただける理解ですが、改定対象にその他費用（SPCの負担する保険料、SPC管理運営費等）も含めていただけるようご検討をお願いいたします。 税理士、会計士など外注費についても物価変動が影響するため、再検討いただけますと幸いです。	運営・維持管理業務に係る費用については物価変動による改定対象とする想定ですが、SPCの運営に要する費用については、現時点では改定対象に含めない考えです。詳細な取扱いについては、入札公告時にお示しします。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
41	実施方針	28頁	物価変動	①施設整備費の物価変動の算定に係る起算日は、債務負担を設定した時期もしくは少なくとも入札公告時としていただくようお願いする。 ②指標については6/10公表の意見No59にもあるとおり、物価変動の感応度が高い「日建設計標準建築費指数”NSBPI”」などの指標の採用も検討願う。 ③また、通常は施設整備費において、1.5%の物価上昇までは事業者負担とされている案件が多いが、本件は大型工事であり1.5%でもそれなりの金額となること、また現在の状況から1.5%以上の物価上昇が起こる蓋然性は極めて高いと見込まれることから、入札額にその見込額を入れることになりかねない。ついては、予定価格超過を防ぐためにも1.5%規定の撤廃をご検討願う。 ④運営・維持管理の物価変動についても上記①②③と同じ扱いをお願いする。	物価変動の算定に係る起算日については、令和7年12月25日内閣府より発出された「PPP／PFI事業における物価変動の影響への対応について」や令和8年6月16日に閣議決定された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」等を踏まえ、市場を取り巻く環境を反映した対応を検討します。また、施設整備費については、全体スライドに加え、主要な工事材料の著しい価格変動に対応する単品スライド及び急激なインフレーション等に対応するインフレスライドを設ける予定です。全体スライドについては、一定の通常変動リスクを事業者に負担していただく予定です。 開館準備、運営・維持管理及び統括マネジメント業務の対価については、物価変動等に応じた改定方法を設ける予定です。 詳細については入札説明書等でお示しします。
42	実施方針	28頁	人件費等の上昇	最低賃金の想定を上回る毎年の上昇と年複数回の様々な値上げにより、現時点で10年後15年後を見据えての予算設定は困難です。運営費の見直しを年度ごとにに応じて頂けませんでしょうか。	物価変動については、令和7年12月25日内閣府より発出された「PPP／PFI事業における物価変動の影響への対応について」や令和8年6月16日に閣議決定された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」等を踏まえ、市場を取り巻く環境を反映した対応を検討します。 開館準備、運営・維持管理及び統括マネジメント業務の対価については、物価変動等に応じた改定方法を設ける予定です。 詳細については入札説明書等でお示しします。
43	実施方針	28頁	不可抗力の事業者負担	不可抗力による損害額の1%を事業者負担とする場合、1件あたりの損害額が大きい事象や、少額の事象が多数発生した場合における事業者負担額を見込むことが困難です。つきましては、維持管理業務および運営業務それぞれについて、年度サービス対価の1%を上限（年間累計）としていただけないでしょうか。	維持管理・運営段階における不可抗力に伴う事業者の負担額は、不可抗力が発生した事業年度の前年度における運営・維持管理業務の対価の合計額の1%を事業者の負担上限とし、当該事業年度中に発生した合理的な増加費用及び損害の累計額が当該上限額に至るまでは事業者が負担し、これを超える額は県が負担する予定です。具体的な対象費用、算定基準及び負担方法については、入札説明書等でお示しします。
44	実施方針	28頁	基準金利	基準金利の決定日を、可能な限り供用開始日（＝ローン実行日）に近づけていただくことを検討願いたい。	金利決定時期については、これまでのPFI案件の事例等を踏まえつつ、適切な時期を検討した上で入札説明書等でお示しします。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
45	実施方針	28頁	基準金利	既存のPFI案件では、物価スライド（物価変動に応じたサービス購入料の改定）の仕組みが設けられている。同様に建中金利についてもサービス購入料改定の対象としていただくことを検討願いたい。	建中金利については、資金調達方法、借入時期、借入期間及び借入条件等が事業者ごとに異なるため、物価変動又は金利変動に伴う改定の対象とすることは予定していません。各事業者の資金調達計画に基づき、提案価格に見込んでください。
46	実施方針	28頁	物価スライドについて	物価スライドに関し、事業者負担を取り決めないものとさせていただけないでしょうか。	総合スポーツゾーン東エリアや新青少年教育施設などの県内事例を参考に、検討を進めています。詳細については、入札説明書等でお示しします。
47	実施方針	28頁	指標について	改定の際に用いる指標は「当該市場価格に対する感応度が高い物価指数」を協議により採用することとしていただけないでしょうか。	物価変動の改定指標については、令和7年12月25日内閣府より発出された「PPP／PFI事業における物価変動の影響への対応について」や令和8年6月16日に閣議決定された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」等を踏まえ、市場を取り巻く環境を反映した対応を検討します。詳細については入札説明書等でお示しします。
48	実施方針	28頁	スライド協議について	着工前においてもインフレスライド協議ができるようにしていただけないでしょうか。	施設整備費については、全体スライドに加え、主要な工事材料の著しい価格変動に対応する単品スライド及び急激なインフレーション等に対応するインフレスライドを設ける予定です。詳細については入札説明書等でお示しします。
49	実施方針	28頁	スライド協議について	着工後スライドについては、「業者見積」等を参考に実勢価格で協議可能としていただけないでしょうか。	物価変動の改定指標については、令和7年12月25日内閣府より発出された「PPP／PFI事業における物価変動の影響への対応について」や令和8年6月16日に閣議決定された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」等を踏まえ、市場を取り巻く環境を反映した対応を検討します。詳細については入札説明書等でお示しします。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
50	実施方針	28頁	違約金の金額	違約金の額はどのような想定でおりますでしょうか。栃木県の他のPFI事業（総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業、新青少年教育施設整備運営事業等）と同等と考えて良いでしょうか。 契約金額の10%等金額が過度ですと金融機関から資金調達する際に違約金額分のリザーブを求められ、その分金利がかかります。昨今、金利が上昇しており、事業費の圧迫に繋がりますので、この点懸念しております。 違約金の金額が大きくなるとファイナンスに影響がでます。違約金で減額となる部分は外部の金融機関が融資できない為、資本金、株主劣後ローンなどの高コストの資金調達をする必要が出てきます。資金調達コスト低減のためにも違約金の額をなるべく小さくしてほしいです。	詳細については入札公告時の公表となりますが、施設引渡し後に事業者の帰責により解除となった場合の違約金については、解除となる条件が生じた当該年度の開館準備業務、維持管理業務、運営業務、統括マネジメント業務の対価の合計額の10%相当を違約金と考えています。
51	実施方針	28頁	人件費の物価変動リスク	人件費はショップ運営経費の多くを占めております。最低賃金の上昇等の人件費増加率も物価変動リスクとして見込んでいただけますでしょうか。	ショップは独立採算事業として運営されるため、人件費の上昇リスクは物価変動リスクには含まれません。
52	実施方針	28頁	施設利用者変動リスク	ショップの売上は施設利用者数に大きく左右されます。天災・戦争・不況・周辺環境の変化等による利用者数の減少が生じた場合、ショップの収入補填や賃料減免の措置をご検討いただけますでしょうか。	独立採算事業については、利用者数の変動に伴う収入・支出の増減は原則として事業者負担としていますが、県の責めに帰すべき事由に起因して独立採算事業の利用者数が減少し、収入減少等が生じた場合については、県の負担とすることを想定しています。
53	実施方針	28頁	不可抗力に伴う損害の1%事業者負担の算定方法	実施方針別表2リスク分担表No.19で不可抗力は事業者の責めに帰すべき事由ではなく、事業者による管理努力をもって回避することが困難な事象であることから、事業者負担を設けず、県においてご負担いただくリスク分担としていただくことが望ましいと考えます。	不可抗力のリスクは事業者の責めに帰すべき事由ではないことは理解しています。本案件は県と事業者の間で一定負担を分担することを想定しており「1%相当額までは事業者が負担」については原文のとおりとします。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
54	実施方針	28頁	不可抗力に伴う損害の1%事業者負担の算定方法	実施方針別表2リスク分担保表No.19で維持管理・運営段階における不可抗力に伴う損害について、「1%相当額までを事業者負担」とありますが、その具体的な算定方法（基準となる額の算出定義）をご教示ください。当該1%相当額の算定対象となる事業費については、維持管理・運営業務費全体ではなく、発生した事象に応じた業務費、あるいは施設用途ごとを対象としていただくことをご検討願います。例えば、複合施設のうち美術館で発生した損害に対し、事業者負担額の算定対象に図書館の業務費まで含まれる場合、損害が発生していない施設の事業費まで事業者負担の算出根拠に含まれることとなり、適正なリスク分担の観点から合理的ではないと考えます。同様に、維持管理業務に起因して発生した不可抗力による損害について、運営業務費まで算定対象とする場合についても、業務間のリスク特性を鑑みると同様の課題があると考えます。 補足ですが、他複合施設のPFI事業で、施設毎に負担額を試算するケースもあります。事業者としてはリスクを抑えたい意図もありますが、複数の民間事業者でのコンソーシアム組成であるため、コンソーシアム内でのリスク分担を明確にする必要があります。各施設の運営企業が担当施設以外の施設損害に対して負担を強いられることは望ましくないと考えます。そのため、施設用途毎および維持管理業務と運営業務は切り離すことを検討していただきたいです。	維持管理運営段階における不可抗力に伴う事業者の1%の負担額については、不可抗力事案が発生した前年度における運営・維持管理業務対価の合計額を基準とすることを予定しています。趣旨として、本事業は美術館、図書館、文書館からなる複合一体施設のPFI事業であるため、施設や業務で区分せず、当該対価の合計額を基準とすることを予定しています。具体的な算定方法については、入札説明書等でお示しします。
55	実施方針	28頁	物価変動リスク	実施方針別表2リスク分担保表No.20で維持管理業務費に係る物価変動の改定指標については、実質賃金指数ではなく、最低賃金や建築保全業務労務単価など、維持管理業務の実勢をより適切に反映した指標を採用いただくようご検討をお願いいたします。 実質賃金指数は、物価変動の影響を考慮した指標であり、維持管理業務における人件費の実態と必ずしも連動するものではありません。一方で、最低賃金や建築保全業務労務単価は、実際の労務コストの変動をより適切に反映していることから、事業期間中の適正なリスク分担の観点においても、これらの指標を採用いただくことが望ましいと考えます。	令和7年12月に内閣府通知の「PPP/PFI事業における物価変動の影響への対応について」および本年6月のPFI法「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」の変更については県も承知しています。詳細は、現在の情勢を踏まえて検討し、入札説明書等でお示しします。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
56	実施方針	28頁	物価改定指標について	物価変動に伴う対価の改定時に採用する維持管理の指数については、実態に即した指数の採用をお願いいたします。 ・維持管理費：「栃木県最低賃金（厚生労働省）」、「建築保全業務労務単価（国交省）」 ・修繕費：「建設工事費デフレーター（国土交通省）」等の建設の物価改定の際に採用されるもの	物価変動の改定指標については、令和7年12月25日内閣府より発出された「PPP／PFI事業における物価変動の影響への対応について」や令和8年6月16日に閣議決定された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」等を踏まえ、市場を取り巻く環境を反映した対応を検討します。詳細については入札説明書等でお示しします。
57	実施方針	28頁	起算日について	起算日を入札公告日としていただけないでしょうか。	物価変動の算定に係る起算日については、令和7年12月25日内閣府より発出された「PPP／PFI事業における物価変動の影響への対応について」や令和8年6月16日に閣議決定された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」等を踏まえ、市場を取り巻く環境を反映した対応を検討します。詳細については入札説明書等でお示しします。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
58	実施方針	29頁	施工ヤード用地・近隣対応に関する条件	工事車両の出入口は事業者が道路管理者等と協議すること、地質調査報告書は令和8年10月の入札公告時に公表されること等の回答は承知している。その上で、当地に精通した地元建設業者の立場から、施工計画の精度向上のため以下を確認させていただきたい。 ①仮設・資材置場として活用し得る隣接県有地等の有無や、県による調整・貸与の余地はあるか（用地確保リスクは事業者負担とされているため）。 ②「工事に伴う近隣対策業務」の具体的範囲と、住民対応リスク（別表2 No.14・15、個別協議とされた点）の費用負担・協議手続の考え方を御教示いただきたい。	①現時点で、周辺には、資材置場等として活用し得る県有地（空き地）はありません。 ②どのような事象が発生するか不明であるため、個別対応としています。 具体的な内容は入札説明書等でお示しします。
59	実施方針	31頁	運営・維持管理費増大リスク	実施方針別表2リスク分担表No.63で県の責めに帰すべき事由以外の事業者負担となっておりますが、県・事業者以外の者の責めに帰すべき事由について、事業者による管理努力をもって回避することが困難な事象であることから、事業者負担を設けず、県においてご負担いただくリスク分担としていただくことが望ましいと考えます。県負担が困難である場合、協議とする旨の記載をご検討いただきたいです。	運営・維持管理費の増大について、費用増加の発生原因や事業契約書に定めるリスク分担に基づいて判断することを予定しています。県もしくは事業者以外の第三者の責めに帰すべき事由について、一律に全て県で負担することは想定していません。
60	実施方針	31頁	技術革新リスク	リスク分担表（実施方針案31頁）の「技術革新リスク」について、通信インフラ技術の革新等により、機械警備設備をはじめとする電気通信設備のリニューアル等が必要になった場合は県側で負担してもらえないか。技術革新のスピードは年々速まっており、入札提案時の見積においてそれらの費用を想定で積算することは困難である。個別協議とする、協定等で予め取り決めをしておくといったことを検討してほしい。維持管理・運営期間中に全面的な設備更新が現実に必要な可能性を排除できない以上、事業者側としては不確実性が増す。	要求水準を達成するために、効率性・経済性の観点から必要な更新等については事業者負担にて実施してもらいますが、著しい変化への対応が必要な場合は協議を行う予定です。 要求水準にない想定外の、例えば県側のシステム改変がなされ、当該システムへの連携対応が施設の維持管理・運営上必要で、県が変更指示するような場合は、事業者側に生じた合理的増加費用は県が負担する想定です。具体的な取扱いについては、入札説明書等でお示しします。
61	実施方針	31頁	運営・維持管理業務の物価変動リスク	実施方針別表2リスク分担表No.64で開業準備業務費および運営・維持管理業務費につきましては、昨今の急激な物価変動に伴う事業継続リスクを避けるため、入札公告日を起点とした物価スライドの適用について規定いただようご検討願います。	令和7年12月に発出された内閣府通知の「PPP/PFI事業における物価変動の影響への対応について」や本年6月の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」の変更については県も承知しています。詳細は現在の情勢を踏まえて検討し入札説明書等でお示しします。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
62	実施方針	31頁	施設・設備・什器・備品等の損傷リスク	実施方針別表2リスク分担表No.68で県・事業者以外の者の責めに帰すべき事由による損傷については、「※5 協定等で取り決めたものを負担する」とされていますが、事業者が善良な管理者として適切に維持管理・運営を実施していたにもかかわらず、帰責者を特定できない損傷が発生した場合のリスク分担についてご教示ください。 当該損傷について、事業者に管理上の瑕疵や過失が認められない場合は、事業者が負担すべきリスクではないと考えます。そのため、帰責者を特定できない第三者による損傷については、県の負担としていただくようご検討をお願いいたします。	第三者による損傷については、損傷の内容・原因、事業発生時の事業者の管理状況、第三者の特定可否等を踏まえて、事業契約書に基づいて判断することを想定しています。帰責者が特定できない事案を一律に県負担とすることは想定していません。
63	実施方針	32頁	物価高騰リスク ※3注記	一定範囲まで事業者負担とありますが、運營業務における物価高騰について現時点でのお考えをお教えいただけないでしょうか。 長期におよぶ管理運營業務の物価高騰まで一定負担を強いるのは再考いただきたい。 また基準点や参考指標も現時点のお考えをお教えいただきたい。	物価変動については、令和7年12月25日内閣府より発出された「PPP／PFI事業における物価変動の影響への対応について」や令和8年6月16日に閣議決定された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」等を踏まえ、市場を取り巻く環境を反映した対応を検討します。 詳細については入札説明書等でお示しします。
64	実施方針 要求水準書（案）			これまでの既存館運営の実績から、要求水準を満たしている場合であっても、提案として好ましくない事項、県として特に避けたい事項があれば可能な範囲でご教示いただきたい。	収蔵資料や展示資料の適切な保存・管理の観点から、直射日光（反射光・紫外線等も含む）、高温多湿、急激な温湿度変化、化学物質など、資料の劣化要因となる環境の発生又は助長を避けるよう、十分配慮する必要があります。
65	要求水準書（案）	5頁	事業の目的	栃木県「文化と知」の創造拠点整備構想（令和7（2025）年1月策定）の内容について、本事業の要求水準書等にどの程度反映されているのかご教示ください。	「栃木県『文化と知』の創造拠点整備構想」を踏まえ、本事業の実施方針および要求水準書（案）を作成しています。 整備構想は、県が目指す施設の将来像や取組の方向性を幅広く示したものであり、要求水準書（案）は、その内容について、事業費や実現可能性等を踏まえて具体化し、本事業において事業者を求める業務内容および水準を示したものです。 県が主体的に実施する業務は県が担いますが、それ以外の業務については、要求水準を満たすことを前提として、事業者の創意工夫を生かした提案が可能です。整備構想に記載された事項についても、本事業の目的、要求水準および事業条件との整合が図られるのであれば、提案を妨げるものではありません。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
66	要求水準書（案）	5頁	事業の目的	本事業において、事業者提案の余地をどの程度想定されているかご教示ください。	県が主体的に実施する業務を除き、要求水準を満たすことを前提として、具体的な実施方法や体制等について、事業者の創意工夫を生かした提案を期待しています。また、要求水準書（案）に具体的な実施方法を定めていない事項についても、本事業の目的および事業条件との整合が図られるものであれば、事業者による提案が可能です。
67	要求水準書（案）	5頁	事業の目的	要求水準書において特に遵守を求める事項と、積極的な提案を期待される事項について、お考えをお聞かせください。	要求水準書に定める事項は、いずれも遵守していただく必要があります。特に、各館固有の機能や専門性に関わる事項については、要求水準の確実な履行を求めます。一方、施設全体の共通機能や3館の連携については、要求水準を満たすことを前提として、事業者の創意工夫を生かした積極的な提案を期待しています。
68	要求水準書（案）	8頁	枯らし期間	①「実施方針等に関する質問への回答」No. 239において、枯らし期間は令和14（2032）年・令和15（2033）年の二夏を想定しているとの回答でした。当該枯らし期間については、令和15（2033）年6月の本施設引渡し後も継続し、本施設の引渡しを跨いで実施しても問題ないという理解でよろしいでしょうか。 ②枯らし期間を令和14年・令和15年の二夏となっており、施設引き渡し以降も枯らし期間の継続を求めている記載ではないのか。 ③数値を基準値内に収めて引き渡すということは、結果的に引き渡し時までに枯らし業務を終える必要があるとの認識でよいのか。 ④引き渡し時までに枯らし期間の終了を求めているのであれば、要求水準書（案）の「収蔵品・史料の納品までに二夏の枯らし期間を確保」の二夏の記載は変更した方がよいと考える。	①枯らし期間については、令和14年・令和15年の二夏を想定しています。ただし、施設引き渡し時点で、指定の空気清浄度を確保することを前提とした設計・建築計画としてください。 ②枯らし期間の令和14年・令和15年は、県が想定する期間であり、必ずしも当該年度に枯らし期間を設ける必要はありません。事業者が考える設計・建設期間において二夏の期間を別年度とする提案も可能ですので、引き渡し以降も継続を求める記載ではございません。 ③枯らし期間の目的は建物内の空気環境を安定させるためであり、二夏が経過していなくても空気環境が安定していれば問題ないと考えています。 ④要求水準書（案）には二夏の記載後に「又はそれと同等の処置をとること」と記載しています。いただいた意見については、改めて検討します。 ご意見を踏まえ、要求水準書（案）を変更します。要求水準書（案）修正版をご参照ください。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
69	要求水準書（案）	10頁	県との間で本事業の全般についての協議会の参加者について	協議会に出席する部署はどのように想定しているか確認したい。 また、複数の所管課がいるため、県の意見等取りまとめを行う部署を定めていただきたい。	協議会には、事業者側からは統括責任者及び各業務責任者が出席し、事業全体に関する議論を行うことを想定しています。 県側については、各館の意見を取りまとめた上で、企画運営部門が出席することを想定しています。なお、館長の意見についても、企画運営部門が取りまとめ、統括します。
70	要求水準書（案）	14頁、68頁、74頁	統括マネジメント業務 総括開館準備業務 総括運営業務	統括マネジメント業務、総括開館準備業務、総括運営業務の区分を明示して載きたい。	統括マネジメント業務は、設計・建設、開館準備、運営・維持管理を含む本事業全体について、各業務間の連携・調整、事業日程及び要求水準の達成状況の管理並びに県との連絡調整等を行う業務です。 総括開館準備業務及び総括運営業務は、それぞれ開館準備段階及び運営段階における3館共通の業務を取りまとめる業務です。開館準備業務計画書は、総括開館準備業務責任者が3館共通の業務及び各館の開館準備業務を取りまとめ、統括責任者が事業全体との整合を確認・調整した上で、事業者として県に提出することを想定しています。運営業務に係る計画書についても、同様の役割分担を想定しています。
71	要求水準書（案）	15頁	統括責任者・副責任者と各業務責任者との兼務	統括責任者・副責任者は各業務責任者との兼務が可能となりましたが、兼務体制を提案する場合、どのようなことを期待されていますでしょうか。また、兼務する上での懸念はありますか。	統括責任者・副責任者と各業務責任者との兼務については、特定の業務や特定の館への対応に偏りが生じることを懸念しています。一方で、兼務により事業全体の状況把握や関係者間の調整が円滑となり、迅速な意思決定につながるメリットも期待できることから、兼務を可能としています。 ただし、兼務体制を提案する場合には、特定の業務や館に偏ることなく、美術館、図書館、文書館の3館全体をバランスよくマネジメントしていただくことを期待しています。
72	要求水準書（案）	15頁	統括マネジメント業務	館長は県から配属予定とのこと。3名の館長体制となるが3館融合の相乗効果を目指すにあたり県ではどのような組織マネジメントをお考えか。また各館については現館長が継続される想定か。あるいは新たに選出する場合、どのような方をご想定か。	3名の館長体制における組織マネジメントについては、県側にて企画運営部門を設置し、担う予定です。企画運営部門が、3館連携企画の調整などを担う想定です。企画運営部門が、民間事業者とのカウンターパートとなり、企画の協議等を行う役割となります。
73	要求水準書（案）	15頁	県選任の館長と事業者選任の責任者間やりとりの有無	県側が選任する各館の館長と事業者が選任する各館の責任者の間でのやりとりは発生しますでしょうか。	拠点全体の統括や連携企画等の立案・運営、広報等を実施する企画運営部門を県で設置することを想定しています。企画運営部門が、民間事業者とのカウンターパートとなり、企画の協議等を行う役割となることを想定しています。詳細は入札公告時にお示しします。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
74	要求水準書（案）	16頁	業務担当者、業務責任者の資格、経歴提出	業務開始30日前までに全ての人員を確定させることは困難であるため、当該時点で確定している人員の経歴・資格等を提出し、その後、随時更新の上、業務開始前までに全ての人員を確保し必要な資料を提出する対応としてよろしいでしょうか。	実施体制を業務開始前に把握するために業務開始30日前の提出を求めています。当該時点で確定している人員の経歴・資格等を提出し、その後随時更新する対応で問題ありません。
75	要求水準書（案）	19頁	事業評価/KPIと目標利用者数の考え方	事業評価業務にアンケートによる満足度調査の記載はありますが、各施設の重要とされるKPIがあればお教えいただきたい。 また来館者目標などもあればお教えいただきたい。	現時点では示すことは困難です。お示しする手法等も含めて検討したいと考えています。
76	要求水準書（案）	19頁	利用者満足度調査	利用者満足度調査については、性質上、ネガティブな意見や一過性の事象に関する意見が寄せられやすく、ポジティブな意見は表面化しにくい傾向があると考えられます。そのため、減額の指標とはしない扱いとしていただけないでしょうか。	利用者のニーズを的確に把握してサービスの維持、向上につなげるためにセルフモニタリングの一環として実施することを想定して設けています。調査結果の分析にあたっては、回答数や回答者の属性、自由記述も含めた内容を踏まえて総合的に判断することを想定しています。単発の否定的な意見や一部の心無いご回答等によって、直ちにサービスの不備や要求水準を満たさないと判断するものではありません。具体的な調査項目、実施方法等の評価方法については、事業者の提案も含めて最終的には県及び事業者にて定めていくことを想定しています。
77	要求水準書（案）	23頁	施設構成 収集・保存 くん蒸室の設置について	既存施設において、くん蒸室を使用した燻蒸を年間何回程度実施しているか過去実績を教えてください。 また、専用のくん蒸室を設置するのではなく、仮設で行う方法は容認されるか。	既存施設における、くん蒸実績は以下のとおりです。 【美術館・図書館】 現在、美術館及び図書館には専用のくん蒸施設はありません。作品のくん蒸については、博物館のくん蒸作業にあわせて年間1回程度実施しています。 【文書館】 くん蒸室を使用したくん蒸は、年間4回程度実施しています。 なお、くん蒸作業は、くん蒸室において県職員が行うことを想定しており、仮設で行う方法は想定しておりません。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
78	要求水準書（案）	23頁	くん蒸室の使用頻度	美術館・文書館（図書館）において、現在のくん蒸室の使用頻度についてご教示いただくことは可能でしょうか。	既存施設における、くん蒸実績は以下のとおりです。 【美術館・図書館】 現在、美術館及び図書館には専用のくん蒸施設はありません。作品のくん蒸については、博物館のくん蒸作業にあわせて年間1回程度実施しています。 【文書館】 くん蒸室を使用したくん蒸は、年間4回程度実施しています。
79	要求水準書（案）	23頁	講堂の使い方	美術館、図書館、文書館において、講堂をどのような用途で利用することを想定されているか、頻度等を含めご教示ください。	事業者の提案や地域連携イベントなどにより、利用回数は変動しますが現状は以下を想定しています。 ・美術館：企画展連動講演会（半日×年4回程度）、県芸術祭の作品審査（年1回程度（3週間程度使用）） ・図書館：音楽鑑賞会（半日×年6回程度）、講演会（半日×年1回程度）、各種イベント（1日×年6回程度）、研修（1日×年3回程度） ・文書館：講座・講習会（半日×年4回程度）、講演会（半日×年1回程度）
80	要求水準書（案）	23頁	(I) 教育・普及講堂	「実施方針等に関する質問への回答」No. 286及びにNo. 503において、講堂の運営は主催者側にて行い、舞台技術者の配置も想定していないとのことですが、移動観覧席をはじめ、音響、舞台、照明などの各機器類の操作につきましても、すべて主催者側での対応という認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。人員配置も含めて主催者側の対応とします。
81	要求水準書（案）	23頁	美術館の定義と事業者の関わり方について	アートライブラリーにおける県内美術館の図録等の収集に関して、「県内の美術館」の定義はあるか。また、今よりも範囲を広げ県内のギャラリーも対象にするなどの予定はあるか。併せて、事業者の関わり方や美術館学芸員の人の研究への貢献や司書との連携はどのように考えるか。	現時点では、県立や市町立などの公立の美術館を想定していますが、詳細な収集先については、今後検討していきたいと考えています。 アートライブラリーについては、基本的に県の業務として考えていますが、展示空間づくりの提案については、事業者の提案に期待したいと考えています。
82	要求水準書（案）	24頁	ショップ	各館の皆様がショップに期待することがございましたらお聞かせください。	美術館・図書館・文書館や、本県全般に関連するオリジナル商品など、県立施設として相応しい商品を取り扱われることを期待します。 なお、美術館・文書館は、收藏品や企画展等に関連した商品の製作・販売、図書館は、館内でも使用できるような商品の製作・販売を想定しています。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
83	要求水準書（案）	24頁	ショップ	ショップで販売する商品や販売方法に制限はありますか。自動販売機等の設置も可能でしょうか。	美術館・図書館・文書館や、本県全般に関連するオリジナル商品など、県立施設として相応しい商品を取り扱われることを期待します。 なお、自販機のみで従業員が不在となるといった形態は想定していません。また、カフェ・レストランでの提供物との兼ね合いもありますが、飲食物・酒類等の販売も差し支えありません。
84	要求水準書（案）	24頁		カフェ、レストラン、ショップについて「県産食材を利用する等、とちぎを体感できるカフェ・レストランを設置すること。」とありますが、全国展開されているチェーン店のようなものは許容されないという認識でよいでしょうか。あるいは3機能の一部はそのような機能として他で上記を満たすことも考えられますが、どのようなものを要望・評価しますか。	カフェ・レストランにおいて県産食材を利用するなど、とちぎを体感できる内容であり、また様々な人が集い憩えるような空間を想定しています。 なお、カフェがレストランを兼ねるなど、3機能のうちひとつが2つの機能を備えるような形態も可能です。 また、カフェ・レストランにおいて、全国展開されているチェーン店のような形を許容しないものではありません。
85	要求水準書（案）	24頁	搬送車両の頻度	美術館・図書館・文書館において、現在の搬送車両が入りする台数、サイズ等、頻度についてご教示いただくことは可能でしょうか。	現在の搬送車両のサイズ・台数等については以下のとおりです。なお、イベント等によって変動する可能性があります。 【美術館】 ・美術品輸送車両 車種等：大型（11t（H380・W250・1200程度））トラック等 頻度：年間50回程度（※） ※展覧会や他館貸出しの規模・件数により増減 ・図録や備品等の搬出入車両 車種等：中型（2t程度）トラック 頻度：年間50回程度 【図書館】 ・県内図書館との相互貸借用 車種：貨物兼乗用車（日産 NV200パネットバンDX） 台数：1台 頻度：週3日運行（車庫への出入りは1日1～2回） ※運行日数の増を想定 【文書館】 ・民間からの古文書受入れ 車種：ADバン・プロボックス等 頻度：週1回程度 ※公文書は現在県庁等から台車等で受入れているが、拠点では都度まとめて車両等での運搬受入れを想定

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
86	要求水準書（案）	28頁	用途変更	用途変更にも柔軟に対応できる平面・構造計画及びこれらに対応した設備の採用に配慮とありますが、想定している用途変更を教えてください。また、評価の基準をお示しください。	現時点で具体的に想定している用途変更はなく、将来的な可能性を示しているものです。50年後等に具体的に何かへ用途変更することを想定しているものではありません。
87	要求水準書（案）	30頁	(I) 浸水・冠水対策	美術館収蔵庫、文書館収蔵庫、図書館の各種書庫の地下利用について、ご意見を伺いたい。	“適切な温湿度管理”、“台風やゲリラ豪雨などによる浸水防止”、“地下水の浸入防止”などへの対策を万全に行った上で、文化庁との協議にて合意を得ること、また当該対策に係るコストおよび万が一水損被害が発生した場合も勘案する必要があると考えています。なお、近年多発している記録的豪雨が発生した場合においても、美術作品・図書・史料等に損傷が生じないよう、適切な対策も必要と考えています。また、地下に設置する場合、設計段階から文化庁等との事前調整が必要になります。
88	要求水準書（案）	33頁	美術館内での防犯カメラの仕様について	機械警備に関連して、美術館内での防犯カメラ設置について伺います。撮影禁止の作品が展示されている場合、防犯カメラで映ることは問題ないでしょうか。	防犯カメラによる撮影は、防犯を目的とするものであり、来館者による作品撮影や撮影画像の公表とは取扱いが異なります。ただし、作品の所蔵者や借用先から撮影条件が付されている場合は、当該条件に従う必要があります。防犯カメラの設置に関してあらかじめ示すべき条件がある場合は、必要に応じて要求水準書等に反映します。
89	要求水準書（案）	33頁	美術館内での防犯カメラの仕様について	機械警備に関連して、美術館内での防犯カメラ設置について伺います。防犯抑止を目的とした顔認証システムにおいて、防犯カメラで来館者の顔が映ることは問題ないでしょうか。	防犯カメラに来館者の顔が映ること自体が直ちに禁止されるものではありませんが、顔認証機能を利用する場合は、通常の防犯カメラとは異なり、顔画像から顔特徴データを生成し、照合用データベースと照合することになるため、個人情報保護およびプライバシー保護に十分配慮する必要があります。導入を提案する場合は、関係法令および県の関係規程等を遵守した上で、導入の必要性、利用目的、対象範囲、データの保存・管理方法、来館者への周知方法等を明確にし、事前に県と協議してください。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
90	要求水準書（案）	34頁	ク機能性 (7)ユニバーサルデザイン	①高齢者、障害者団体及び子育てグループとは具体的にどのような団体、グループを想定されているか？ ②「関係者の意見を集約した上で業務を進めること」とあるが、出された意見に対して県と協議し、その採否について県と協議のうえ進めるという理解でよいのか？ ③上記団体及びグループからの意見調整業務については、事業者決定後の業務となるため、提案時に想定できない内容が意見として出されることが危惧される。地元団体などから出された意見を採用することでコスト増及び工期延長となった場合は、県にてそのリスクを負担するようお願いする。	①現時点の想定はありません。県の福祉担当部局等と相談・連携し、選定してもらうことを予定しています。 ②貴見のとおりです。 ③意見の内容、増額となる費用、工期等を踏まえて、県と事業者で協議の上、決定します。 なお、『建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン』（令和7(2025)年5月国土交通省）に倣い、可能な限り早い段階から意見交換を実施することが望ましいと考えています。
91	要求水準書（案）	40頁	工事車両動線・作業時間・近隣対応	敷地周辺には騒音・振動規制があり、前面道路も複数ある。工事車両の出入口、搬入経路、仮囲い範囲、作業時間、通学・通勤時間帯の制限、近隣説明の実施主体について、県として想定されている内容、留意事項を確認したい。	工事車両の出入口については、事業者において、道路管理者と協議して指導に従った工事計画としてください。その他、仮囲い等の詳細については、事業者決定後に協議します。 また、説明会等の地元対応については、県が実施主体となり、必要に応じて、事業者から説明いただくことを想定しています。
92	要求水準書（案）	40頁	敷地出入口	「車両の出入口を国道119号からの1か所とすること」とありますが、市道22号線の33.50m接道部での出入口設置について、設計に先立ち交通量調査結果を踏まえ、安全性等を警察と協議する等によって検討することは可能でしょうか。	昨年度、車両の出入口を検討するにあたり、交通需要調査を実施しました。その結果、計画地周辺の4交差点においては、東側、北側どちらを出入口としても交通需要率は基準値を下回りましたが、北側が混雑した場合、隣接する国立病院の緊急車両の通行の妨げになりかねないことや、西側の住宅地周辺の生活道路の車両動線の妨げになりかねないことが想定されたことを踏まえて、県警と協議し、出入口は東側のみとしました。そのため、北側となる市道22号線への出入り口設置を設計段階で再協議いただいても同様の結果となる可能性があるため、原則は東側1か所とお考えください。
93	要求水準書（案）	40頁	3館の建物配置について	屋上で、美術館と図書館が繋がるような設計は問題ないか。	提案の範疇であり、否定するものではありません。ただし、屋上の無料ゾーンから有料ゾーンへ立ち入れないよう、ゾーニングに気を付ける必要があります。
94	要求水準書（案）	47頁	回線契約について	回線契約および機器保守等の費用負担について、貴県が使用するものは貴県負担、事業者用および公衆用のものは事業者負担との認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
95	要求水準書（案）	52頁	指標について	施設整備費の着工前および建設期間中の改定の際、適用する「指標」については、国土交通省「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」改訂案に記載のとおり、「受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表又は公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料あるいは下請業者や資材業者から提出された内訳明示のある見積書等に裏付けられた情報も含まれる」と理解してよろしいでしょうか。	物価変動の改定指標については、令和7年12月25日内閣府より発出された「PPP／PFI事業における物価変動の影響への対応について」や令和8年6月16日に閣議決定された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」等を踏まえ、市場を取り巻く環境を反映した対応を検討します。詳細については入札説明書等でお示しします。
96	要求水準書（案）	53頁	工関係者との調整等 (7) 県との調整	「設計・建設部会」への建設業務責任者の出席は建設工事着工後と考えてよいのか？工事着工前の場合は代理人の出席としたい。	工事着工前であっても、建設業務に関係する事項を協議する場合は、建設業務責任者の出席を想定しています。やむを得ない場合は、必要な調整および説明ができる者の代理出席も可能です。
97	要求水準書（案）	54頁	工関係者との調整 (8) 現場見学会への対応	事業者が自主的に開催する見学会の他、県が開催を想定している見学会について、対象者及び頻度をご指示いただきたい。	県の幹部職員や議会関係者等を想定していますが、頻度は未定です。現場の繁忙度を考慮して、実施時期の調整は可能です。
98	要求水準書（案）	55頁	公開承認施設の承認	文化庁との協議や調整は既にされているかと思いますが、公開承認施設として、事業者選定後に文化庁等との対応や協議により、建築プランや内容の変更が必要になった場合の事業費の負担は県側になる、という認識で宜しいでしょうか。	これまで、県文化と知の創造拠点整備室と文化庁において、個別・具体的な相談等は行っていません。事業者において、公開承認施設の認証取得が可能な計画を提案してください。 なお、契約締結後から、基本設計段階までにおいて、文化庁と事前に相談を行うことを想定しています。文化庁との相談・協議により、変更が必要となる場合、県と事業者で協議を行い、指導事項等の反映方法や、変更に伴う事業費の負担の程度などを、決定していくことを想定しています。
99	要求水準書（案）	71頁	文書館の単独開館の有無	図書館が休館または閉館で、文書館のみが開館という状況があり得るか、ご教示下さい。	基本的には各館の開館日を揃える想定ですが、図書館が資料整理等により休館している期間に文書館のみ開館する場合も想定されます。そのため、図書館の閉館時にも文書館を利用できる計画としてください。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
100	要求水準書（案）	73頁	(6) 業務従事者の配置	県職員の配置計画、ボランティア活用の実績について御教示戴きたい。	県職員の人数・体制等は今後の検討となりますが、コア業務に関わる職員については、現在と同等程度の配置を予定しています。 また、拠点で募集するボランティアの種類や人数については現在検討中ですが、実績については以下のとおりです。 美術館 ・発送ボランティア（企画展チラシ等の発送作業を行う） - 登録者数：20名程度 - 活動頻度：年4回（企画展実施回数と一致） 図書館 ・配架等ボランティア（資料整理ボランティア） - 登録者数：2名 - 活動頻度：週1回、約2時間程度（活動日は希望制） ・環境美化ボランティア - 登録者数：1団体（12名） - 活動頻度：年1～2回程度（展示物入替えの時に随時活動） 文書館は、ボランティアの活用実績なし
101	要求水準書（案）	73頁	業務責任者の配置	各業務の業務責任者について、必要な知識や技能、資格についての求めはございませんが、県はどのような人材の配置をイメージされていますでしょうか。業務責任者に求めるもの、期待するものなどがございましたらご教示ください。	業務責任者には、公共施設運営への理解、民間業務のマネジメント能力、関係者間の調整能力、県との協議・連携能力を有することを期待しています。特に、県と共通の目標に向かって協力できる人材が望ましいと考えています。
102	要求水準書（案）	82頁	自家発電設備燃料の負担区分	「実施方針等に関する質問への回答」No. 434において、自家発電設備の機能維持に係る燃料費は事業者負担とする旨を確認いたしました。これに関連し、停電等の緊急時（災害時等）に使用した燃料の補充費用につきましては、貴県のご負担となる、との理解でよろしいでしょうか。	停電等の発生原因や県と事業者の帰責性を踏まえ、県と事業者で協議することを想定しています。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
103	要求水準書（案）	85頁	隣接地権者との協議・調整	質問回答No. 440及び444において、令和7年度に境界立会を実施しているとありますが、関係する隣接地権者と立会において明確になった課題、苦情・要望などがあればご教示ください。	昨年度実施した隣接地権者との立会いでは特に課題はありませんでしたが、宇都宮市への要望として、西側市道の拡幅要望がありました。
104	要求水準書（案）	86頁	第7 維持管理業務	美術館や文書館の展示物（サイネージや展示ケース等、実物資料以外の什器備品等）における維持管理、修繕、更新業務についても本事業に含まれると思いますが、想定の実業費があればご教示頂きたいです。	事業費について、詳細は入札説明書等でお示しします。なお、維持管理に必要な一般的な費用は、事業費として見込んでいます。
105	要求水準書（案）	87頁	長期修繕計画の提出時期について	長期修繕計画については、竣工図および現地設備を確認した上で策定する必要があるため、業務開始6か月前の提出は実務上困難です。可能であれば、竣工後1年以内の提出等に変更いただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、長期修繕計画の提出期限を変更します。要求水準書（案）修正版をご参照ください。
106	要求水準書（案）	87頁	修繕と大規模修繕の定義について	機器、配管または配線のいずれか一部のみの更新であっても、当該設備の系統全体等を更新する場合には、「大規模修繕」に該当するものと解してよろしいでしょうか。	機器、配管または配線の一部にかかる工事であっても、当該設備系統全体、または基幹的な部分を一括して更新する場合については、大規模修繕に該当する場合があります。ただし、系統全体を更新することのみをもって一律に大規模修繕に該当するのではなく、更新範囲、工事規模、施設の主要な部分または基幹的設備に及ぶか、施設運営へ与える影響等を踏まえて個別に判断します。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
107	要求水準書（案）	89頁	空気環境等のモニタリングについて	空気環境およびカビのモニタリングについて、事業者と県（学芸員ほか）の考え方に相違がある場合、コストを含む協議の要因となるため、以下3点を確認させていただきます。 1. 対象諸室について 美術館：収蔵庫①～④、常設展示室及び企画展示室①～②のみと考えてよろしいでしょうか。 図書館：書庫①～⑤及び貴重書庫のみ考えてよろしいでしょうか。 文書館：第1～第3収蔵庫及び展示室のみ考えてよろしいでしょうか。 2. 測定ポイント数について 質問回答No. 461で測定ポイント数は別紙7-3を参考に事業者の提案とありましたが、別紙7-3には関連する記載がないため、お考えをお聞かせいただきたいです。 3. 検体について 要求水準書（案）に記載の有機酸・アンモニア・ホルムアルデヒド・ナフタリン・p-ジクロロベンゼンを対象とする理解でよいでしょうか。	要求水準書P87に記載のとおり、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に従い、その上で（エ）特記事項を満たすよう実施を求めます。 1. 対象諸室について 空気モニタリングの対象は以下のとおりとします。 ・美術館：収蔵庫前室、収蔵庫①～④、常設展示室、企画展示室、使用中のブリザーションルーム、作品保管中のくん蒸前一時保管庫、使用中のクレート等保管庫 ・図書館：書庫①～⑤、貴重書庫 ・文書館：第1～第3収蔵庫・展示室、搬入室 2. 測定ポイント数について 測定ポイントについては、諸室の規模、形状、空気の流れ、利用状況等を考慮し、事業者の提案によるものとします。 3. 検体について ・美術館、文書館：検体については、有機酸、アンモニア、ホルムアルデヒド等の濃度を特定し、季節ごとに年2～4回、収蔵庫については年1回程度実施します。また、防除作業等により薬剤を使用した場合又は防虫剤等に由来する物質の発生が疑われる場合は、ナフタリン・p-ジクロロベンゼン等の当該薬剤に応じた物質を測定対象に追加してください。 ・図書館：建築物環境衛生管理基準と同等レベルの空気環境測定を行うこと。また、防除作業等により薬剤を使用した場合又は防虫剤等に由来する物質の発生が疑われる場合は、ナフタリン・p-ジクロロベンゼン等の当該薬剤に応じた物質を測定対象に追加してください。 なお、県からの指示により、事業者が提案した内容以上の対応が必要となった場合には、基準の変更や費用の増減を含め、県と事業者間での協議を可能とします。 詳細は、要求水準書（案）修正版をご参照ください。
108	要求水準書（案）	91頁	ゴミ運搬処理	要求水準書91ページの清掃業務について伺います。最終的に集積所に集められたゴミの処分費について、県はどのようにお考えでしょうか。本案件は県職員も共に勤務する特殊な環境ですが、職員が出したゴミの処分費も管理料に含めて事業者が負担するのでしょうか。	民間事業者と県の区分はせず、拠点として発生したゴミを取りまとめて事業者に処分していただくイメージです。何らかの特殊要因で多額の費用がかかる場合は別途協議の対象になる可能性はありますが、基本的に処分費は事業者負担です。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
109	要求水準書（案）	92頁	警備員の体制について	現状の要求水準書では警備員の一定程度の常駐配置が求められておりますが、事業者の創意工夫等により警備業務の要求水準を確保できると事業者が判断する場合、常駐配置や巡回監視等を必須条件としないこととしていただけないでしょうか。 また、公開承認施設となる場合、館側の常駐体制が必要となる事例もあるが、文化庁との会話等されている場合、内容について共有いただけますでしょうか。	警備業務に係る要求水準を満たすことを前提として、警備員の常駐配置を一律に求めるものではなく、具体的な警備方法及び実施体制は事業者の提案に委ねます。 また、現時点では、公開承認施設に関して文化庁との協議は実施しておりません。公開承認施設の承認基準上、警備員の常駐が一律に求められているものとは認識しておりませんが、今後、文化庁との協議、借用元との調整等により追加の警備対応が必要となった場合は、県と事業者で協議することとします。
110	要求水準書（案）	92頁	県が実施する清掃範囲	県が実施する清掃範囲について確認させてください。 ①美術館（展示室・収蔵庫）、図書館（貴重書庫）、文書館（展示室・展示準備室・収蔵庫）の対象を具体的に確認させてください。 ②防犯レベルや諸室特性より、日常的な事業者の出入りが適当でない想定される諸室については、県が清掃を実施することが望ましいと考えております。 また、事業者が実施する対象については、入室方法（県職員の立会い要否等）や作業時間帯等の条件について、入札公告時など事前にお示しいただきたいです。	県が実施する清掃範囲は以下のとおりです。一部要求水準書(案)を変更しますので、変更後の要求水準書(案)本文をご確認ください。 ・美術館：収蔵庫前室、収蔵庫①～④、企画展示室①～④に設置される作品展示時の展示ケース内、常設展示室に設置される作品展示時の展示ケース内、作品展示中のブリザベーションルーム、作品保管中のくん蒸前一時保管庫、中に物品があるクレート等保管庫 ・図書館：貴重書庫、保存処理室 ・文書館：第1～第3収蔵庫(収蔵庫前室含)、展示室、展示準備室における史料が展示されている場合の展示ケース内
111	要求水準書（案）	92頁	警備業務の省人化・DX化について	警備員のなり手がおらず、警備業務の省人化・DX化は必須であるが、省人化自体にもそれなりにコストがかかる。これだけの事業規模になると設計・建設を中心に、維持管理のメニューのひとつである警備業務にまで提案書の加算項目の配点を増やすことは難しいのかもしれないが、少しでも配点を設けてほしい。配点がなければ、警備業務はコスト要素にしかならず、結果、月並みな有人警備・機械警備に留まるとすれば非常に残念に思う。	御意見として承ります。
112	要求水準書（案）	94頁	敷地内管理	要求水準書94ページの警備業務について質問します。巡回業務の計画を立てるにあたり、県が望む時間帯、範囲、回数などの考え方を教えてください。	回数については、基本的に事業者の提案に委ねます。 PF1事業であり、駐車場の配置や建物のレイアウトによって動線が変わり、監視カメラの活用が適切か、あるいは巡回が適切かを含めて、事業者に検討・提案いただきたいと考えています。 人の巡回だけを求めているのではなく、防犯機能が確保されていることが重要です。性能発注という側面から、防犯カメラ等の活用で同等の警備レベルを維持できるのであれば、提案を否定するものではありません。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
113	要求水準書（案）	95頁	国宝・重要文化財を借用・展示する際の有人警備対応	警備対応（要求水準書案95頁）について、質問回答では「借用元の意向に十分配慮し決定する必要があるため、人数規模を示すことは困難」とのことだが、2～3年に1度の想定とはいえ、年間50～60日程度の警備員配置想定とある。配置上限の設定や実績支払等を検討してほしい。	県が行う国宝・重要文化財等を借用・展示した際の警備対応について、借用元等の意向に十分配慮し決定した結果、通常と異なる警備が発生する場合は、県と事業者で協議の上、費用負担を決定します。
114	要求水準書（案）	95頁	誘導員、看視員等の配置	質疑回答No. 492に記載の通り、要求水準書上実施が想定されるイベントは事業者にて配置と記載がありますが、当該イベントは「別紙9-3-1図書館業務の実績と想定」に記載されているイベント（年2～3回）のみとの認識でよろしいでしょうか。また、それ以外の県主催イベントについては、貴県にて誘導員、警備員を配置いただく、または事業者にて配置の場合は追加費用をお支払いいただけるとの認識でよろしいでしょうか。	要求水準等で実施が想定されているイベントについて、別紙9-3の図書館業務に記載されているイベントのほか、別紙9-1業務基準表（共通）No. 5の開館に合わせた開館記念式典やオープニングイベント、また同表No. 25の開館〇〇日記念式典等も該当します。それ以外の県主催のイベントにかかる誘導員、警備員の配置および費用は県負担と考えております。また、〇〇人記念イベントについては、計画的に行われるものではないため、誘導員、警備員の配置および費用負担は不要です。
115	要求水準書（案）	95頁	放置自動車の処理費用について	放置自動車の処理費用については、事業者にて発生件数や費用を見込むことが困難であるため、貴県負担として整理いただけないでしょうか。	現時点では放置自動車の処分費用は事業者の負担とします。
116	要求水準書（案）	97頁	放置自転車の処理費用について	放置自転車の処理費用については、事業者にて発生件数や費用を見込むことが困難であるため、発注者負担として整理いただけないでしょうか。	現時点では放置自転車の処分費用は事業者の負担とします。
117	要求水準書（案）	97頁	利用促進事業について	県民の利用促進を図ることを目的に、施設内の諸室を貸室として料金徴収することを可としてほしい。	施設の貸出し（有料貸館貸出）については、講堂や多目的室、ギャラリー等を想定していますが、詳細は事業者の提案に委ねます。
118	要求水準書（案）	98頁	運営自主事業	図書館でのグッズ販売は可能か。	可能です。事業者の提案に委ねます。
119	要求水準書（案）別紙1-1諸元表（共通）	1頁	使用時の人員の配置	「講堂」の使用時は誘導・整理・案内係が必要と思われますが、そこに警備員の配置を求めるのか、各館のスタッフのみの配置で良いのか、もしくは人員の配置は不要でしょうか。	イベント実施者（県または民間）が責任を持って人員を配置することを想定し、警備員の常時配置は原則として想定していません。ただし、イベントの規模・内容によっては、別途予算措置の上で警備員配置を依頼する場合もあり得ます。
120	要求水準書（案）別紙1-1諸元表（共通）	1頁	使用時の人員の配置	「多目的室」の使用時は誘導・整理・案内係が必要と思われますが、そこに警備員の配置を求めるのか、各館のスタッフのみの配置で良いのか、もしくは人員の配置は不要でしょうか。	イベント実施者（県または民間）が責任を持って人員を配置することを想定しています。警備員の常時配置は原則として想定していません。ただし、イベントの規模・内容によっては、別途予算措置のうえで警備員配置を依頼する場合もあり得ます。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
121	要求水準書（案）別紙1-1諸元表（共通）	1頁	多目的室のイメージについて	『諸元表（共通）』に記載の多目的室について、ラーニングコモンズのような共有学習スペースとしての利用を期待しているか。	多目的室について、現時点でラーニングコモンズとしての利用を特に指定するものではありませんが、要求水準を満たすことを前提として、共有学習スペースとして活用する提案は可能です。
122	要求水準書（案）別紙1-1諸元表（共通）	1頁	カフェ・レストランの面積	カフェとレストランにすることは可能という回答がありましたが、面積は230平米とされていますが、この数値はどの程度調整可能でしょうか。	ご意見を踏まえ要求水準書（案）を変更します。要求水準書（案）別紙1-1諸元表（共通） 修正版をご参照ください。
123	要求水準書（案）別紙1-1諸元表（共通）	1頁	カフェ・レストランの面積	公表資料では、カフェ・レストランの面積が「230㎡程度」とされていますが、同表記を「230㎡以上」や「適宜」といった表現に変更していただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ要求水準書（案）を変更します。要求水準書（案）別紙1-1諸元表（共通） 修正版をご参照ください。
124	要求水準書（案）別紙1-1諸元表（共通）	2頁	設備保守監視室	「実施方針等に関する質問への回答」No. 509において、当該事務室は維持管理業務の監視室および控室を兼ねる旨を確認いたしました。これに関連し、事業者側の維持管理業務責任者や建築物・建築設備保守管理担当者は、県職員および事業者側の運営職員と同室で執務する想定である、との理解でよろしいでしょうか。また、運営職員（県・事業者）と、建築物・建築設備に係る維持管理職員を同室の配置とした意図や狙いについてご教示ください。	運営と維持管理の職員が適宜連携をしながら、執務することを想定し、同室としていますが、別室とする提案を妨げるものではありません。
125	要求水準書（案）別紙1-2諸元表（美術館）	1頁	くん蒸前一時保管庫	「荷解室、くん蒸室と近接させる。」とあります。しかし、『別紙1-1諸元表（共通）/1頁/くん蒸室』では、「くん蒸前一時保管庫（美術館）、搬入室（文書館）と隣接させる。」とあり更に、『別紙1-4諸元表（文書館）/1頁/搬入室』では、「くん蒸室と隣接させ、直接出入りが可能な扉を計画すること。」とあります。「くん蒸前一時保管庫」と「くん蒸室」は、美術館で記載の「近接」と考えてよろしいでしょうか。また、「搬入室（文書館）」と「くん蒸室」の「隣接」が必須条件かについても、併せてご教示いただくことは可能でしょうか。	「くん蒸前一時保管庫」と「くん蒸室」は“近接”とします。また、「搬入室（文書館）」と「くん蒸室」の隣接は必須条件とします。要求水準書（案）別紙1-1諸元表（共通） 修正版をご参照ください。
126	要求水準書（案）別紙1-2諸元表（美術館）	2頁	ロッカーの数量	ロッカーの数量が最大15名程度では少なすぎると思われる。改札2名、常設展6名、企画展7名を基本配置と考えたとロッカー40台、休憩スペース8名程度が必要となり、面積目安としては35～40平米必要と考えます。更衣室の考え方も含めて控室の在り方を検討していただけないでしょうか。	現状の記載は「20平米以上」であり、最低限の基準として設定されています。ご意見を踏まえ、入札説明書等でお示しします。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
127	要求水準書（案）別紙1-2諸元表（美術館）	3頁	ワークショップ開催時以外の使用	「ワークショップ室」のワークショップ開催時以外の使用について、貸出や自由利用を想定とのことですが、誰が受付、対応するのか考えをお示しいただけませんか。『運営の詳細については事業者決定後』とのことですが、別途、専門にスタッフの配置が必要となると人件費に関わることでありますので、基本的なお考えをお聞かせ願えませんでしょうか。	別紙9-1業務基準表（共通）No. 37に記載のとおり、受付や対応は事業者側で実施することを想定しています。具体的な配置については、要求水準を満たしていれば事業者の提案に委ねます。
128	要求水準書（案）別紙1-3諸元表（図書館）	1頁	音環境（公開のみ）	音環境に関して、Ⅰ賑わい許容、Ⅱ会話OK、Ⅲ静穏が示されているが、図書館全体として賑わいについてどのような図書館になることを想定しているかお聞きしたい。	適切な音のゾーニングのもと、賑わいをつくりつつ、利用者にとって居心地の良いサードプレイスとなるような環境を目指したいと考えています。
129	要求水準書（案）別紙1-3諸元表（図書館）	2頁	資料貸出	各コーナーに自動貸出機を設置する旨の記載がございます。自動貸出機ではなくカウンターで取り扱うことが望ましいとお考えの資料等がありますでしょうか。	利用者のプライバシー配慮という観点からも、自動貸出機の活用は有効と考えています。一方で、CD・DVD等の視聴覚資料、付属資料付き資料、状態確認が必要な資料については、カウンター対応が望ましいと考えています。ただし運用上の工夫によって別の方法が有効であれば、提案していただいて構いません。
130	要求水準書（案）別紙1-3諸元表（図書館）	3頁	ティーンズコーナー	ティーンズコーナーについて、「5～6のテーマごとに分類が可能な展示スペース」とありますが、現段階ではどのようなテーマを想定されていますか。	現段階では、3つ「進路」「悩みに寄り添う」「読書コンシェルジュの選書」を検討しています。その他は運用の中で時事的な内容を検討していきたいと考えています。ティーンズコーナー以外の全体としての基本的な配架は十進分類法での配架を検討しています（テーマ配架は部分的）。
131	要求水準書（案）別紙1-4諸元表（文書館）	1頁	収蔵庫配置	別紙1-4諸元表（文書館）の第1～3収蔵庫について、同一階でなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
132	要求水準書（案）別紙1-4諸元表（文書館）	2頁	常設展示の考え方	文書館の展示の考え方や資料の入れ替えの頻度について、想定やイメージあれば知りたい。	年2回程度の入れ替えを想定しています。なお、ただ資料を展示するだけではなく、古文書に関心がない層に対しても親しみや馴染みを持ってもらえるような、また新たな発見や驚きがあるような展示を期待します。
133	要求水準書（案）別紙8什器備品リスト			県準備の備品については、事業者で行う作業はないと考えてよいのか？	配置計画は事業者にて計画することを想定していますが、設置自体は県にて行います。なお、設置スケジュールは、県と事業者で調整することを想定しています。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
134	要求水準書（案）別紙8-1什器備品リスト（共通）＜職員エリア＞	No. 22	ゴミ箱	ゴミ箱は事務室のみに設置し、利用者用のゴミ箱についてはオムツ用を除き設置不要との理解でよろしいでしょうか。また、トイレ個室内のゴミ箱（サンタリーボックス）についても、設置不要との理解でよろしいでしょうか。 また、男性用トイレについてもサンタリーボックスの設置は必要でしょうか。	利用者用のゴミ箱及びトイレ個室内のゴミ箱（サンタリーボックス）についても適宜設置してください。
135	要求水準書（案）別紙8-3什器備品リスト（図書館）	No. 1	書庫①スチール製書架の仕様	別紙8-3 什器備品リスト（図書館）No. 1に記載の書庫①スチール製書架について、固定書架か移動書架のいずれを想定されているかご教示下さい。	固定書架を想定しています。什器備品リスト（図書館）修正版をご参照ください。
136	要求水準書（案）別紙8-3什器備品リスト（図書館）	No. 12		現県立図書館の鑑賞室で使用しているオーディオ装置は、新施設での利用を想定されているか？ 事業者が新施設での使用や展示品として利活用することは可能か。ご意見を伺いたい。	別紙8-3 什器備品リスト（図書館）No. 12のレコード再生機器及びNo. 159の蓄音機以外は、県にて活用する予定はありません。ただし、事業者にて活用することは妨げません。なお、レコードプレーヤーは長らく使用していないので、動作確認が必要です。
137	要求水準書（案）別紙9-1業務基準表（共通）			企画運営部門と総括運営業務の関係を御教示願いたい。	企画運営部門は、県が設置し、県職員が業務を担うことを想定しています。 総括運営業務では、この企画運営部門と調整・連携し、拠点全体の統括を行うことを想定しています。
138	要求水準書（案）別紙9-1業務基準表（共通）	No. 2	什器備品、消耗品の準備	共同作業とありますが、備品案はSPCが準備する等、想定されている役割はありますか。予算はどちらになりますか。	什器備品は、別紙8-1～4を参考に事業者が提案し、レイアウト等も踏まえ協議・調整の上で準備してください。 事業者が維持管理業務及び運営業務のために用意する消耗品は原則事業者負担を想定していますが、県との協議は可能です。什器備品リストの県の欄に印がある備品は県が準備し、移転費用も県が負担します。事業者側は必要スペースを設計時より確保してください。
139	要求水準書（案）別紙9-1業務基準表（共通）	No. 5	開館向けイベント	開館準備中のイベント回数の想定はありますか？	開館準備イベントは準備期間（約38か月）に概ね6回程度を想定し、開館が近づくほど頻度を上げ、規模も拡大することを想定しています。
140	要求水準書（案）別紙9-1業務基準表（共通）	No. 6	WEBサイト作成	新施設（全館）のサイト下に、3館のサイトを紐づけるというイメージでしょうか。	拠点としてのサイトの下に各館サイトを紐づける想定です。現行サイトを単に紐づけるのではなく、リニューアルして3館でビジュアル等の統一性を持たせたいと考えています。管理権限は事業者へ移行する想定です。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
141	要求水準書（案）別紙9-1業務基準表（共通）	No. 9	デジタル活用	「デジタル技術を拠点の空間デザインや展示と連携させることで、拠点のコンセプトが体现できるような仕組み」とあり、美術館、図書館、文書館で実施をする想定と思いますが、どのような内容を想定されていますでしょうか。	デジタルは共用部を含む拠点全体での活用を想定しています。ベンチマークとして近年開館した館を参考に検討していますが、デジタル情報から展示物（リアル）につないだり、逆に展示物（リアル）からデジタル情報につながるような仕組みや、デジタル技術の強みであるビジュアル面での訴求力を生かしたいと考えています。具体的な内容は事業者の提案に期待しています。
142	要求水準書（案）別紙9-1業務基準表（共通）	No. 9	既存システムの連携による横断検索システムの整備	令和8(2026)年6月10日付け「…質問への回答」No. 552において、「デジタルアーカイブシステムの整備が業務対象外であること」と記載がございます。業務対象外とされた理由を具体的にお聞かせください。その理由を認識して、事業者が担う他の業務をしっかりと構築していきたいと考えます。	「業務対象外」としたのは、新規アーカイブシステムを構築する必要がないことを明確に示すためです。現在、美術館・文書館のデジタルアーカイブシステムや図書館の図書館情報処理システムといった既存システムが存在しています。事業者には、既存システム内のデータベースを活用・連携させ、横断検索が可能となる環境の整備や、利用者の興味関心が広がるような拡散的な検索システムの仕組みづくりを期待しています。
143	要求水準書（案）別紙9-1業務基準表（共通）	No. 9	DX推進横断検索システムについて	デジタルアーカイブシステムの整備が業務対象外として要求水準を変更した理由ならびに事業者に求めることを確認したい。	既存システムを連携させ、既存システム内にあるデータを活用することで、横断検索システムの整備が出来ることを明示するため。 事業者には、既存システム内のデータベースを活用・連携させ、横断検索が可能となる環境の整備や、利用者の興味関心が広がるような拡散的な検索システムの仕組みづくりを期待しています。
144	要求水準書（案）別紙9-1業務基準表（共通）	No. 9	DX推進横断検索システムについて	横断検索システムの整備にあたり、特定事業の対象範囲について考え方を伺いたい。	とちぎデジタルミュージアムや図書館情報処理システム等は、各館の内部情報管理にも使用しています。当該システムは引き続き独立した利用を考慮しており、本事業で整備する横断検索システムは、とちぎデジタルミュージアムへの統合を求めるものではありません。なお、横断検索システムの整備は、事業者が担う業務であり、各館個別の内部システムのデータを横断的に検索する機能を持つものです。整備費についてはサービス購入料として民間事業者側が見込んでください。 なお、提案検討にあたり、必要な情報等があれば、県が取りまとめてベンダーへ確認します。実施にはNDA締結など条件付きになる可能性があります。 詳細は入札公告時にお示しします。
145	要求水準書（案）別紙9-1業務基準表（共通）	No. 9	既存システムの連携による横断検索システムの整備	デジタルアーカイブ事業に対して、事業者を求める、具体的なイメージをご教示いただけないでしょうか。	事業者に期待することは、既存システムを活用した横断検索環境の整備です。既存システムの充実が県側が行う想定です。詳細は入札公告時にお示しします。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
146	要求水準書（案）別紙9-1業務基準表（共通）	No. 9	情報を横断的に検索・閲覧できるシステム	デジタル技術については日進月歩で進化していくモノであり、変動要素という認識です。このような技術の導入については、県と事業者で協議の上で進めていく前提ですが、県の指示により導入を行った場合の費用（整備、保守、修繕、改修の各費用）は県側の負担という認識で宜しいでしょうか。	提案内容を踏まえ、以後の費用負担等についても、県と事業者で協議の上、決定することを想定しています。
147	要求水準書（案）別紙9-1業務基準表（共通）	No. 12	3館連携	「新たな価値の創出」を具体的に明示して戴きたい。	事業者の提案に委ねます。
148	要求水準書（案）別紙9-1業務基準表（共通）	No. 13	庶務	県（＝3館）との共同業務と思いますが、役割分担をお教えてください。 例）契約確定は県、締結業務や支払いはSPC	庶務については、コア業務に係る契約確定は県が担います。契約確定後の契約書締結・支払等は事業者が担い、県は稟議等を通して把握・チェックします。なお、県側の企画運営部門が事業者とやり取りしながら進めます。契約書の要否基準については県の財務規則を参考にSPCとの間でもルールを策定する想定です。
149	要求水準書（案）別紙9-1業務基準表（共通）	No. 34	電話対応	代表電話は、施設全体の代表電話でしょうか。（施設ごとの代表電話も設置を想定しています）	代表電話は施設全体の代表として1つの窓口を置き、そこから各館へ取り次ぐ想定です。内線や個別番号の併設はあり得ます。
150	要求水準書（案）別紙9-1業務基準表（共通）	No. 38	視察・見学対応	通常とは異なる対応とある視察は、何を想定されていますでしょうか。 自治体からの視察対応は県、民間事業者の視察はSPCという理解でよいでしょうか。	視察・見学は自治体/民間を問わず基本は事業者による対応を想定しています。「通常と異なる」とは、首長視察や議会視察など、館長等の肩書を持つ立場の対応が必要な場合や、相互に相応の役職者を出す必要がある場合等を指し、内容に応じて県と事業者との協議により対応方法を決定します。
151	要求水準書（案）別紙9-2業務基準書（美術館）	No. 1	SPC職員への研修	業務マニュアルの作成（県担当）とありますが、具体的内容はどのようなものになりますか。業務指示書になりますか？	県作成の業務マニュアルは、要求水準書（案）に記載された業務を実施する上での注意点をまとめたマニュアルであり、業務指示書には該当しません。これを基に研修を行います。
152	要求水準書（案）別紙9-2業務基準書（美術館）	No. 2	企画展物販	県が開催する年3回の企画展の物販については、本事業のショップにて委託販売を行う認識でよろしいでしょうか。	企画展等に係るグッズの企画・制作・販売については、別紙9-2のとおり、県企画展・SPC企画展に関わらずSPCの業務としています。 なお、企画制作会社による全国巡回展については、企画側でグッズの企画・制作をしていることが一般的であり、その場合は仕入れ・販売のみ実施いただく想定です。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
153	要求水準書（案）別紙9-2業務基準書（美術館）	No. 7~	美術館の従来の客層と展示内容について	事業提案検討の参考として、 ・現在の主要利用者層 ・来館者属性 ・過去に評価の高かった展覧会 ・集客実績の高い企画 をご教示いただきたい。 また、 ・コレクション展 ・県企画展 ・SPC企画展 それぞれに対して県が期待する方向性についても確認したい。	＜現在の主要利用者層・来館者属性＞ ・来館者の属性は、展覧会の内容によって異なります。 ・通常は美術に関心の高いコア層の来館が多いですが、2025年に開催した「動くゴッホ展」では、若年層や県外からの来館も見られました。 ・来館者の多くは県内在住者です。 ・大規模な展覧会では、関東圏や東北圏からの来館も見られます。 ・首都圏からの来館者数については、実数は不明です。 ・来館者層の把握は手書きのアンケートによって把握しており、十分な把握はできていません。アンケートの回収率は不明です。 ＜過去に評価の高かった展覧会＞ ・2005年「企画展〔前衛の女性 1950-1975〕」 ・2008年「朝鮮王朝の絵画と日本」 ＜過去に来館数の多かった展覧会＞ ・2025年「動くゴッホ展」：約5万8,000人 ・1979年「パリからの贈りもの フランス美術栄光の300年」4万4,809人 ＜展覧会内容や今後期待すること＞ ・コレクション展・県企画展は調査研究に基づく展示を行っています。 ・SPC企画展では新たな視点での展示計画を期待し、利用者の裾野を広げることに期待しています。ただし、単に集客を追求するのではなく、美術館としての公共的な役割を重視しています。話題性のみに偏ることなく、学芸的な視点を踏まえ、展覧会全体のバランスを図ることが重要であると考えています。 ・若年層をどう広げていくかは課題として認識しています。展覧会内容によりますが、若年層やインバウンドの来館促進に加え、展覧会を通じた地域全体の盛り上がりを期待しています。
154	要求水準書（案）別紙9-2業務基準書（美術館）	No. 7~	美術館の新しいコレクション、収集方針について	作品購入、コミッションワークなどはお考えでしょうか。美術館の集客面の大事な要素として、ここでしか見られないコレクションがあると考えます。今後の収集方針などどのようにお考えでしょうか。	基本的には現在の収集方針を維持し、寄贈等の受入れを行いながら、場合によって県の美術作品等取得基金を活用して購入すること考えられます。直近では令和5年度に基金を活用し、絵画を取得しました。
155	要求水準書（案）別紙9-2業務基準書（美術館）	No. 7~	常設展の開催期間について	常設展のみ開催される期間について教えてください。	常設展は原則として継続的に開催する予定ですが、常設展のみを開催する期間および日数は、現時点では定めていません。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
156	要求水準書（案）別紙9-2業務基準書（美術館）	No. 9	看板、展示パネル、キャプションの制作について	別紙9-2業務基準書（美術館）No. 9-空間構成、会場施工（コレクション展）に以下の制作物が本業務に含まれるか確認したい。 ・展示看板 ・展示パネル ・キャプション ・サイン計画 また、制作・施工主体についても確認したい。	制作物は貴見のとおりです。制作物やキャプションの内容は県学芸員が検討し、制作・施工、予算管理は事業者にて実施することを想定しています。
157	要求水準書（案）別紙9-2業務基準書（美術館）	No. 14	学芸員の調査研究に基づく企画展の立案・実現に向けた調整	「実行委員会形式で実施する場合」とありますが、実行委員会組成の判断主体、進め方、メンバー、SPCの役割について教えてください。	実行委員会の組成は企画展の規模等に応じて部会で判断する想定です。現在は、主に県内企業と組成をしていますが、県内企業に限定する考えはありません。SPCは県側の事務局機能を担当し、関係企業との覚書作成や負担金の管理等事務方の役割を担ってもらう想定です。実行委員会形式の場合の観覧料の収入配分は、実行委員会で決定された割当分がSPC収入となる想定です。
158	要求水準書（案）別紙9-2業務基準書（美術館）	No. 15	キャプション等の文章の多言語化	キャプション等の「翻訳計画作成」とありますが、具体的な「計画」内容をお教えてください。	翻訳計画は、校正の回数、納期といった翻訳に関する基本事項をまとめたもので、県と協議して決定する想定です。
159	要求水準書（案）別紙9-2業務基準書（美術館）	No. 17, 29	音声ガイドが業務外となった経緯について	音声ガイドの多言語化が業務外となった経緯についてお伺いしたい。	作品キャプションは多言語化を必須としています。音声ガイドについては対応は求めない方針となりました。
160	要求水準書（案）別紙9-2業務基準書（美術館）	No. 19	作品借用/返却時の県学芸員のご対応について	作品借用・返却時における県学芸員の関与は可能か。	可能です。SPC事業者から要請があった場合、必要に応じて企画展に協力することを想定しています。
161	要求水準書（案）別紙9-2業務基準書（美術館）	No. 19	外部調整・借用	業務内容にある「仕様書」の内容をお教えてください。	「仕様書」は、県が借り受けた美術作品の輸送等を第三者へ業務委託する際の仕様を記載するものを指します。借用・展示・撤収・返却の日程、点数、返却先住所、保険条件、外箱サイズ、必要人員等、発注に必要な条件を記載する想定です。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
162	要求水準書（案）別紙9-2業務基準書（美術館）	No. 19	仕様書の内容について	作品の借用のための仕様書に含まれる内容について確認したい。 特に、 ・借用条件 ・展示条件 ・スケジュール ・輸送条件 ・見積条件 ・保険条件 等を含むものと考えてよい。 また、本仕様書の使用目的は、借用・返却・展示・撤去のための輸送会社へ向けての入札に使用と考えてよい。 併せて、地震保険の付与について県ではどのように想定しているか確認したい。	仕様書の内容については貴見のとおりであり、輸送業者への委託のための仕様書です。 なお、地震保険については、陶芸作品等の転倒等で破損しやすいものを扱う場合、展示一貫保険の付帯保険として契約しています。実施主体が県でもSPCでも取扱いが変わらない想定です。
163	要求水準書（案）別紙9-2業務基準書（美術館）	No. 20	保険について	質問回答No. 207で美術品の輸送・展示については、展示一貫保険の付保が必要とありましたが、展示一貫保険について、 ・契約主体 ・保険料負担者 ・被保険者 ・地震保険についての考え方 を確認したい。 また、県企画展とSPC企画展で取扱いが異なる場合は整理してご教示いただきたい。	展示一貫保険については、美術館側が輸送業務委託の一環として費用を負担した上で、運送会社が契約します。 地震保険については、陶芸作品等の転倒等で破損しやすいものを扱う場合、展示一貫保険の付帯保険として契約しています。実施主体が県でもSPCでも取扱いが変わらない想定です。
164	要求水準書（案）別紙9-2業務基準書（美術館）	No. 20	展示・撤去作業の契約について	借用先の要請など、美術館が契約主体となることが望ましいケースが考え得るが、その場合美術館名義で契約手続きを行うことは可能か。	可能です。
165	要求水準書（案）別紙9-2業務基準書（美術館）	No. 20	展示・撤去作業の立ち会いについて	県企画展の展示・撤去作業の立ち会いについては、県学芸員の立ち会いはありと考えてよいか確認したい。	貴見のとおりです。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
166	要求水準書（案）別紙9-2業務基準書（美術館）	No. 22	図録制作に関するお金の流れについて	実施方針 第1-1-(9)-アによると、県が図録を販売し収入を得ることになっています。また、別紙9-2業務基準表（美術館）22-図録の作成によると、制作計画は県が、制作は事業者が行う事になっています。 この上で、図録制作に関する役割分担を確認したい。 特に、 ・制作予算管理 ・デザイナー選定 ・デザイン指示や監修 ・翻訳 ・撮影 ・著作権処理 ・印刷発注 ・販売管理 について、県と事業者の役割分担をご教示いただきたい。 また、図録販売収入と制作費負担の関係についても確認したい。	別紙9-2業務基準表（美術館）に記載の図録の作成（県企画展）については、以下のとおりです。 ・制作予算管理：事業者 ・デザイナー選定：県 ・デザイン指示や監修：県 ・翻訳：事業者 ・撮影：事業者 ・著作権処理：県 ・印刷発注：事業者 ・販売管理：事業者 なお、図録の予算管理はSPC事業者です。内容によって想定予算を超える場合があるとすれば、事前に協議の上で県の判断にて行うこととなります。ただし、15年間や年間といった中長期での予算調整も考慮する必要があると考えております。 また、県企画展及びSPC企画展に係る図録は、いずれも事業者が制作し、制作費はサービス購入料の提案価格に含めることを想定しています。図録の販売収入は県の収入とし、事業者が販売業務を行う際の、当該販売に係る手数料を事業者の収入とします。
167	要求水準書（案）別紙9-2業務基準書（美術館）	No. 35	公開する動画について	ウェブサイトで公開する動画について、 ・展示紹介動画 ・記録映像 ・インタビュー ・アーカイブ映像 など、どのような内容を想定しているか確認したい。	展示内容によって都度協議としますが、現在の美術館YouTubeなどを参考としてください。
168	要求水準書（案）別紙9-2業務基準書（美術館）	No. 43	展示関連以外の講座など	学芸部門のみで実施される教育普及活動はありますでしょうか。	教育普及は県学芸が主体で行う活動も想定しています。具体的内容は未定ですが、既存活動の継続だけでなく拡充・リニューアルも考えています。事業者側イベントと内容がバッティングしないよう調整していきます。なお、県の活動への協力を依頼する可能性もあります。一方で、事業者企画イベントに学芸が協力することも可能です。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
169	要求水準書（案）別紙9-2業務基準書（美術館）	No. 46	公開制作および制作作品展示の想定	県が想定している公開制作および制作作品展示のイメージについてご教示ください。	県内で活動する特に若手の作家を育む観点から、そうした作家の公開制作を想定しています。作品展示については、公開制作作品及び作家の既存作品をギャラリー等で展示することを想定しています。 現在までに公開制作を実施した経験はありませんが、具体的な制度設計は今後、事業者と対話しながら進めていく想定です。 なお、SPC企画展の関連イベントとして公開制作を実施する等、現在想定している公開制作のイメージ以外の提案を妨げるものではありません。
170	要求水準書（案）別紙9-2業務基準書（美術館）	No. 46	公開制作	事業者が担う公開制作とはどのようなものを想定すればよいか。	県内で活動する特に若手の作家を育む観点から、そうした作家の公開制作を想定しています。作品展示については、公開制作作品及び作家の既存作品をギャラリー等で展示することを想定しています。 現在までに公開制作を実施した経験はありませんが、具体的な制度設計は今後、事業者と対話しながら進めていく想定です。
171	要求水準書（案）別紙9-2業務基準書（美術館）	No. 49	実施時の人員の配置	「アートクルーズ」実施時は誘導・整理・案内係が必要と思われますが、そこに警備員の配置を求めるのか、各館のスタッフのみの配置で良いのか、もしくは人員の配置は不要でしょうか。	基本的には美術館スタッフが誘導等を担当することを想定しています。現在の美術館は、警備員の配置は行っていません。小規模団体や安全が確保できる場合は、特別な人員配置は不要な場合もあります。 具体的な必要人数は規模・内容に応じてその都度協議して決定します（一律の基準は設けません）。
172	要求水準書（案）別紙9-2業務基準書（美術館）	No. 51	実施時の人員の配置	「小学校団体等の来館促進事業」実施時は誘導・整理・案内係が必要と思われますが、そこに警備員の配置を求めるのか、各館のスタッフのみの配置で良いのか、もしくは人員の配置は不要でしょうか。	基本的には美術館スタッフが誘導等を担当することを想定しています。現在の美術館は、警備員の配置は行っていません。小規模団体や安全が確保できる場合は、特別な人員配置は不要な場合もあります。 具体的な必要人数は規模・内容に応じてその都度協議して決定します（一律の基準は設けません）。
173	要求水準書（案）別紙9-2業務基準書（美術館）	No. 52	団体受入実施時の人員の配置	「団体等向けプログラム」実施時は誘導・整理・案内係が必要と思われますが、そこに警備員の配置を求めるのか、各館のスタッフのみの配置で良いのか、もしくは人員の配置は不要でしょうか。	基本的には美術館スタッフが誘導等を担当することを想定しています。現在の美術館は、警備員の配置は行っていません。小規模団体や安全が確保できる場合は、特別な人員配置は不要な場合もあります。 具体的な必要人数は規模・内容に応じてその都度協議して決定します（一律の基準は設けません）。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
174	要求水準書（案）別紙9-2業務基準書（美術館）	No. 58	観覧料	SPCの収入にするとありますが、県企画の展覧会内容により収入額が大きく変わるため、収支計画が難しい状況です。	収入見込みは年報等にある過去の企画展来館者数を参考に見込んでください。なお、過去の観覧料実績は美術館サイトもご参照ください。 利用料金については、別紙10（利用料金の考え方）を踏まえて事業者の提案としてください。
175	要求水準書（案）別紙9-2業務基準書（美術館）	No. 58	要求水準	①「観覧料収入はSPCの収入とすること。」とありますが、コレクション展、県企画展、SPC企画展の全ての観覧料をPFI事業者の収入とすることが可能という理解でよいのか。 ②本件は観覧料収入等を入札価格から控除する仕組みを採用される予定だが、この場合、PFI事業者がリスクをどこまで取れるかが競争の要点となってしまう。この結果、大型プロジェクトファイナンスを導入する本事業においては、金融機関より高い借入金利やリザーブ資金の手当てを求められる可能性が高く、事業費の高騰を招く恐れがある。については、PFI事業者による誘客促進と県の財政への寄与の両立を実現させるにあたっては、入札価格から収入見通しを控除する方法ではなく、事業実施後に実際に得た利益をシェアするプロフィットシェア方式に変更いただくことをご検討願う。	①コレクション展、県企画展及びSPC企画展の観覧料については、原則として利用料金としてSPCの収入とすることを想定しています。ただし、県その他の関係者と実行委員会を組織して実施する展覧会については、この限りではなく、観覧料収入の取扱いは、当該実行委員会における取り決めによるものとします。 ②サービス購入料の提案価格の算定に当たっては、運営業務及び維持管理業務の総費用から、SPCの収入となる観覧料等の見込収入額を控除することを想定しています。現時点では、観覧料収入の実績額に応じて県と事業者との間で利益を分配するプロフィットシェア方式への変更は想定していません。具体的な算定方法については、入札説明書等でお示しします。
176	要求水準書（案）別紙9-3業務基準表（図書館）			県がコア業務を担う理解で良いか。	コア業務は県、それ以外の業務は事業者に行っていたかというのが基本的な考え方です。一方、業務効率化、利用者拡大の広報業務などは積極的に提案していただきたいと考えています。
177	要求水準書（案）別紙9-3業務基準表（図書館） 実施方針等に関する質問への回答	No. 22 No. 552	DX推進	デジタル化に関する全般的な考えと、特に別紙9-3No. 22図書館のデジタル化について、DX推進の方針を御教示戴きたい。	拠点全体としては、基本構想にもあるように利用者へ利便性向上、新たな体験を提供することを目的としており、デジタルアーカイブは、利用者の探求心を引き出すようなものとして考えています。 また、図書館のデジタル化について、自動貸出機の設置や、電子書籍の導入を予定しています。自動化書庫については、イニシャルコストやランニングコスト等を総合的に鑑み、導入する予定はありません。トラック輸送時の自動仕分けについても現時点では想定していません。ただし、DX推進のための機材の導入については、事業者の提案を妨げるものではありません。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
178	要求水準書（案）別紙9-3業務基準表（図書館）	No. 53	通常資料の展示の実施体制について	展示は基本的には県と記載されているが、通常の資料の展示に関して、業者側で行うことは可能なのか。	業務基準表（図書館）No. 53に記載のミニ展示に関しては事業者側からの展示テーマの提案を求めています。ただ全体の大枠としては県で企画した展示に対して、資料の収集等を一緒にやっていただくことを想定しています。実際にどの程度の展示を行うかに関しては、県と事業者との協議により決定します。基本は県主体ですが、PFIなので柔軟に行っていきたいと考えています。
179	要求水準書（案）別紙9-2業務基準書（美術館） 要求水準書（案）別紙9-3業務基準表（図書館） 要求水準書（案）別紙9-4業務基準表（文書館）		再整備にあたり、拡大・新規で行いたい事業と予算の関係	美術館、図書館、文書館それぞれについて、新しい施設ができた際に、これまでにやってきた各館の事業の規模や内容を基本的に継続するのか、何らかの新しい取り組みを考えているのかのいずれかをお教えてください。	いずれの館についても、これまで実施してきた事業を基本的に継続しつつ、事業内容の充実および新たな取組を進めることを想定しています。 美術館では、イベント、ワークショップ等の教育普及事業および企画展の充実を図るほか、新たな取組としてSPCによる企画展や、オリジナルグッズの製作・販売を想定しています。 図書館では、蔵書の充実、各種講座の内容・開催回数の充実、市町村図書館との相互貸借の充実を検討しています。現時点では、SPCが主体となる新たな事業は具体的に想定していません。 文書館では、歴史的公文書等の整理、史料のデジタル化・データベースの構築およびデジタルアーカイブの運用等の充実を想定しています。また、新たな取組として、史料レスキューに関する業務や、被災史料の保存・修復等に関するワークショップの実施を検討しています。
180	要求水準書（案）別紙9-1業務基準表（共通）、別紙9-2業務基準表（美術館）、別紙9-3業務基準表（図書館）		業務の重複（広報など）	重複する業務（広報など）を総括運営業務に一本化できないか。	拠点全体の広報業務等は総括部門が担いますが、各館のコアに関わる詳細情報の発信や各館が持つSNSの運用は各館の運営業務と区分しています。利用者利便性の視点から、SNS等の媒体を1本化することは想定していません。
181	要求水準書（案）別紙9-1業務基準表（共通）、別紙9-2業務基準表（美術館）、別紙9-3業務基準表（図書館）、別紙9-4業務基準表（文書館）			業務内容・業務範囲・要求水準の理解に齟齬が生じないよう、表形式ではなく文章化して載きたい。	業務基準表は、要求水準書本文に定める業務について、県と事業者との役割分担及び協議、確認、承認、実施等の業務の流れを一覧で示すための資料です。業務基準表に記載する内容を、要求水準書本文に重複して文章化することは予定していませんが、齟齬が生じないようにご意見として承ります。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
182	実施方針等に関する質問への回答	No. 2	No. 2 事業期間（予定）	事業期間（予定）について、「現時点における予定を示したもので、社会情勢や事業者からの提案を踏まえる」との回答があるが、設計・建設期間（2033年6月完了）についても、適正コスト及び適正品質を確保するために設計・建設工期を変更提案することも可能と考えてよいのか？	事業期間は、現時点における予定を示したものです。社会情勢や事業者からの提案を踏まえ、本事業の目的達成、事業の安定的かつ確実な実施、公共サービスの継続性等の観点から合理的であると県が認める場合には、事業期間又は各業務期間の変更を妨げるものではありません。 なお、工事完成時期に関わらず、運営期間は開館後、15年を想定しています。
183	実施方針等に関する質問への回答	No. 19	ショップ運営のサービス購入料算定	ショップの運営に通常必要となる内装什器もサービス購入料の算定対象に含まれますか。（照明、陳列棚、倉庫什器、レジカウンター、レジ等）	カフェ・レストランと同等の扱いとします。ショップの通常運営に必要な什器備品については、設計・建設費に係るサービス購入料に含みます。
184	実施方針等に関する質問への回答	No. 164	物価変動リスクについて	サービス対価改定については、県の予算設定を踏まえた基準時点を設定するとともに、改定に用いる指標や算定方法についても、将来の社会情勢との乖離が生じないよう、事業者との協議により選定・見直しができる仕組みとしていただきたいと考えております。	サービス対価の改定については、令和7年12月25日内閣府より発出された「PPP／PFI事業における物価変動の影響への対応について」や令和8年6月16日に閣議決定された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」等を踏まえ、市場を取り巻く環境を反映した対応を検討します。 具体的な基準時点、指標及び算定方法については、入札説明書等で示します。
185	実施方針等に関する質問への回答	No. 167	物価変動リスクについて	指標や算定方法等を現時点で固定すると、今後の社会情勢の変化との乖離が生じる懸念があります。そのため、事業期間中も業務ごとに継続して事業者と協議・見直しができる仕組みをご検討いただきたいと考えております。	サービス対価の改定については、令和7年12月25日内閣府より発出された「PPP／PFI事業における物価変動の影響への対応について」や令和8年6月16日に閣議決定された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」等を踏まえ、市場を取り巻く環境を反映した対応を検討します。 詳細については入札説明書等でお示しします。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
186	実施方針等に関する質問への回答	No. 213	技術革新リスク	「想定しない技術革新～」とあるが、事業開始後に実際に協議となった場合には、まずはこの「想定できたか、できなかったか」という議論で行き詰まることが思料される。国土交通省が示す契約案では「技術革新等により、[〇〇]に著しい変化が生じた場合においては、甲及び乙は協議を行い、新技術導入の可否を決定する。また、新技術導入にかかる費用（合理的な範囲の金融費用を含む。）は甲が負担するものとする。但し、旧技術を用いた施設等を売却した場合には当該売却代金を控除するものとする。」とあり、想定できたかどうか、論点のスタートではなく「著しい変化」を論点のスタートとしている。 なお、当社が取り組む他自治体の美術館の事業契約でも「技術革新等により、コンピュータシステムやＡＶ機器等に著しい変化が生じた場合において、発注者及び事業者は協議を行い、新技術導入の可否を決定する。発注者の指示により、新技術導入を行った場合には、新技術導入に係る費用（合理的な範囲の金融費用を含む）は、発注者が負担する。」となっている。 原案では応札時に陳腐化対応リスクを安全側に見込む必要が出てくることから事業費の高騰が懸念されるため、ご検討をお願いする。	技術革新に伴う効率性・経済性の変化は、要求水準を満たす限りにおいて、原則として事業者のリスク負担の範囲内と考えています。ただし、著しい変化が生じ対応が必要な場合には、県と事業者で対応可否及び費用負担について協議を行う予定です。 また、想定しない技術革新又は県の情報システムの更新若しくは陳腐化への対応として、県が本施設、設備、什器備品又は業務内容の変更を指示した場合に事業者に生じる合理的な増加費用及び損害は、県が負担する予定です。具体的な取扱いについては、入札説明書等でお示しします。
187	実施方針等に関する質問への回答	No. 233	予定価格	予定価格の公表にあたっては、本件は大型かつ複数の運営業務を有する事業であることから、各業務費の目安という趣旨で結構なので施設整備費（設計・建設）、運営業務費（共通業務、美術館、図書館、文書館）、維持管理費を区分した金額の提示をお願いする。 （過去のPFI案件で同様の提示をされていた。）	ご意見として承りますが、区分ごとの内訳を明記する予定はありません。
188	実施方針等に関する質問への回答	No. 233	予定価格	昨今、予定価格超過を理由に不調が続出しており、その要因の多くは建設費と言われている。一方で、昨今、運営が多く含まれる事業においては運営スタッフの的人件費も高騰しており、維持管理も含めてこれら人件費の予算不足も不調の原因を招いている。については、運営・維持管理の人件費についても実勢価格をもとに算定いただくとともに、本件事業の運営・維持管理に必要となる員数についても実態に即した検討をお願いする。	ご意見として承ります。詳細については入札説明書等でお示しします。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
189	実施方針等に関する質問への回答	No. 237	県と協働して実施する業務における役割分担・意思決定プロセス・必要体制	質問回答No. 237及び238では、“「県と協働して実施」としている業務については、県と事業者が役割分担の上、協議・調整しながら実施することを想定している。”また、“施設の設置者としての県の方針、収蔵品・資料の管理、展示内容の最終判断、関係機関との協議・承認等については、県が最終的に判断することを想定している。”とされています。 一方で、コレクション展、県企画展、教育普及事業、講座・ワークショップ等の実施においては、企画内容の検討、実施計画の策定、広報計画、予算管理、関係機関との調整など、県と事業者の双方が関与する業務が多く想定されます。 事業者として適切な体制構築および費用積算を行うため、県が想定する役割分担や意思決定プロセスについて確認したいと考えています。 (1) 意思決定プロセス 県と事業者が協働して実施する業務について、 ・協議事項と承認事項の区分 ・県と事業者それぞれの権限と責任範囲 ・最終決裁者 ・意思決定の流れ ・予算管理および追加費用発生時の判断主体 について、現時点で想定されている考え方をご教示ください。 特に、「誰が提案し、誰が承認し、誰が最終判断するのか」について整理された考え方があればご教示ください。	(1) 意思決定プロセス 県と事業者が協働して実施する業務については、企画内容や実施方法等を協議し、必要に応じて美術館部会等を経て決定することを想定しています。 県が主体となる業務は県が、事業者が主体となる業務は事業者が、それぞれの責任において実施します。ただし、収蔵品・資料の管理、展示内容、施設の運営方針、関係機関との協議・承認等、施設の設置者として判断すべき事項については、県が最終的に判断します。 予算は、事業者が管理することを基本とします。契約金額を超える費用が生じる場合は、事前に協議し、契約上のリスク分担や予算措置の可否等を踏まえて県が判断します。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
189 続き				(2) 協働体制 県と協働して実施する業務について、定例会議等を通じて協議・調整を行いながら進める体制を想定しています。 県として想定されている協働の具体的な進め方についてご教示ください。 例えば、 ・企画・計画段階での役割分担 ・日常的な協議・調整の方法 ・担当者間の連携体制 ・定例会議等の運営方法 などについて、現時点で想定されている考え方があればご教示ください。 (3) 必要な人員配置 県が最終判断を行う業務と、事業者が主体的に実施する業務との役割分担を踏まえた上で、 ・事業者に求める学芸機能 ・専門人材に期待する役割 ・常駐を想定する業務 ・企画立案、教育普及、展示運営等において事業者に期待する関与の水準 について、現時点での考え方をご教示ください。 また、事業者としては、県と協働して実施する業務については定例協議等を通じて対応することを想定しており、県学芸員が主体となって実施する業務については、事業者側で専任・常駐の学芸員配置を前提としない体制も考えられると理解しています。 県として想定する体制や配置水準があれば、あわせてご教示ください。	(2) 協働体制 定期的な協議会に加え、必要に応じて会議を開催し、継続的に協議・調整を行うことを想定しています。 企画展は準備に複数年を要する場合もあるため、企画の初期段階から、企画内容、役割分担、工程、予算、広報等について、県と事業者が緊密に連携できる体制を重視します。会議の構成や開催頻度等の詳細は、県と事業者との協議により定める予定です。 (3) 必要な人員配置 事業者が企画・運営する企画展および教育普及事業については、企画立案から実施までの一連の業務を適切に遂行できる人員体制を確保してください。 SPC企画展やSPC教育普及の実施期間中は必要最低限の常駐を想定していますが、特定の資格を有する専門人材の配置や常駐を一律に求めるものではなく、職種、人数、配置時期等は、要求水準を満たし、県との円滑な連携が確保できることを前提として、事業者の提案によるものとします。県の学芸員は、県の業務や役割分担等を踏まえ、必要に応じて事業者が企画する企画展等に協力することを想定しています。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
190	実施方針等に関する質問への回答	No. 239	No. 239 枯らし期間	枯らし期間として2032年・2033年の二夏を想定しているとのことだが、2033年6月引渡しに対して2032年6月頃までに公開承認施設に関わる諸室を構成する部分のコンクリート打設を終了すると考えてよいのか？ 指定された枯らし期間を確保して空気清浄化を行ったにも関わらず、2033年6月の引渡し時点で所定の空気清浄度を満たせなかった場合は、対象となる収蔵品・資料の移転日程を調整いただくことは可能か？	コンクリート打設終了時期について、貴見のとおりです。 施設引き渡し時に指定の空気清浄度を確保することを前提とした設計・建設計画を策定し、実施してください。そのうえで空気清浄度を満たせなかった場合は、清浄度を満足させるための計画書を策定し県へ提出してもらうことを想定しています。ただし、当該是正費用は事業者負担となります。 なお、枯らし期間については、要求水準書（案）修正版をご参照ください。
191	実施方針等に関する質問への回答	No. 241	公開承認施設	①公開承認施設の認証に関わる諸室とは、空気清浄度のⅠ・Ⅱの別に関係なく、諸元表の「重要文化財対応」に○が記載されている諸室と考えてよいのか？ ②文書館の展示室においても、「重要文化財対応」に○が記載されているが、本施設における公開承認施設の認証は不要と考えてよいのか。	①別紙7-2に記載のとおり、主要諸室のほか、エレベーターや通路などの付帯施設等についても、文化財の保存環境の維持、安全を図る必要があるとされています。加えて、当該部分とそれ以外の耐火・防犯区画などが必要となるため、建物全体が文化庁との協議対象となると考えてください。 ②貴見のとおりです。
192	実施方針等に関する質問への回答	No. 350	No. 350 公開承認施設の承認	「公開承認施設の承認取得に必要な仕様・計画とすることは事業者費用負担」とあるが、文化庁との協議は事業者決定後となるため、想定による承認取得に必要な仕様・計画で提案することとなる。 文化庁担当者により指導内容に相違が出る可能性もあるため、協議により発生した提案からの変更に対するコスト増及び工程の延長については県のリスク負担としていただけないか。	公開承認施設の認証取得に必要な仕様・計画は事業者による提案の範囲となります。認証取得が可能な計画を提案してください。 ただし、文化庁との相談・協議により、変更が必要となる場合、県と事業者で協議を行い、指導事項等の反映方法や、変更に伴う事業費の負担の程度などを、決定していくことを想定しています。
193	実施方針等に関する質問への回答	No. 416	業務責任者	質疑回答No. 416の責任者に関する記載は、設計・建設業務についてのものと認識しておりますが、維持管理・運営業務についても同様の扱いとの認識でよろしいでしょうか。	維持管理・運営業務についても各業務責任者の兼務は可能です。
194	実施方針等に関する質問への回答	No. 470	ゴミの処分に関わる費用について	ゴミの搬出に係る費用は事業者負担と回答されていますが、排出量や排出物は施設運営に応じて変動し、事業者がコントロールできるものではありません。ゴミの処分に関わる費用は、光熱水費同様に、排出量、排出する者を管理可能な県の負担が望ましいと考えますがいかがでしょうか。	ゴミの搬出に係る費用は事業者負担とします。各館のゴミの排出量に関する資料を公表しているため、これらを基に、施設面積等を勘案して排出量及び費用を推定してください。なお、排出量が急激に増加するなど、特別な要因が発生した場合には、県と事業者で協議の上、対応を検討します。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
195	実施方針等に関する質問への回答	No. 483	国宝・重要文化財を借用・展示する際の有人警備対応	実施方針等の質問回答No. 483では、国宝・重要文化財の借用・展示は、「催事又はイベント時」（要求水準書案91頁）には該当しないとの回答だが、文章だと、それぞれのカテゴリーで、警備員の増配置についての費用負担が分かりにくいいため、図表等で整理してほしい。	・催事又はイベント時の警備対応について 主催者と事前に打ち合わせを行い警備範囲の内容を確認してください。なお、催事又はイベント時に通常と異なる警備が発生した場合は、主催者負担とすることを想定しています。県が主催者となり、要求水準書に記載がある催事又はイベントを行う場合の警備費用については、サービス購入料に含まれます。 ・国宝・重要文化財を借用・展示する際の警備対応について 県が行う国宝・重要文化財等を借用・展示した際の警備対応について、借用元等の意向に十分配慮し決定した結果、通常と異なる警備が発生する場合は、県と事業者で協議の上、費用負担を決定します。
196	実施方針等に関する質問への回答	No. 485	通常と異なる警備について	要求水準書（案）に「催事又はイベント時に通常と異なる警備が発生する場合は、主催者の負担とする。」と記載がありますが、借用元等の意向も主催者負担に該当すると認識してよろしいでしょうか。	貴見のとおり、主催者の意向を反映した警備は主催者負担となります。
197	実施方針等に関する質問への回答	No. 486	国宝・重要文化財及び海外借用の美術品を借用する展示期間の対応について	「国宝・重要文化財及び海外借用の美術品を借用する展示の開館」期間の想定日数を回答いただいておりますが、回答の規模を超過した場合は、費用負担等については別途協議いただきたく存じます。	県が行う国宝・重要文化財等を借用・展示した際の警備対応について、借用元等の意向に十分配慮し決定した結果、通常と異なる警備が発生する場合は、県と事業者で協議の上、費用負担を決定します。
198	実施方針等に関する質問への回答	No. 608	開館初年度の県企画展の内容について	開館初年度は県企画展を2回実施予定とのことだが、 ・企画内容の決定時期 ・借用交渉開始時期 ・実施スケジュール について、現時点の想定を確認したい。 翌年度以降のSPC企画展計画との調整のため、可能な限り早期に把握したい。	＜企画内容の決定時期＞ 現時点では企画内容は未定ですが、開館の2～3年前を目途に決定する予定です。 ＜借用交渉開始時期＞ 他館等から作品を借用する場合、通常は展覧会の1～3年前から交渉を開始する必要があります。 ＜実施スケジュール＞ 開館初年度の県企画展は原則として他館等からの作品借用を行わず、コレクションでの企画展を予定しており、借用作品を含む展覧会は翌年度以降に実施することを想定しています。
199	実施方針等に関する質問への回答	No. 694	図書館活用講座	図書館活用講座について、事業者が講師を提案することは可能か。	主旨に添うものであれば、事業者からの提案は可能です。講師選定や内容は、事業者と協議しながら進める想定です。

No.	資料名	頁・項目名	タイトル	内容	回答
200	栃木県「文化と知」の創造拠点整備構想（本文）	32頁	学芸員のが学術交流や連携について	3館連携がキーワードと考えているが、現状および将来において、学芸員や司書の方の学術交流や制度上の連携等は予定されているか。	現時点で、具体的な制度設計はありません。なお、実績として、美術館の展覧会に関連し、図書館の関連団体のボランティアによる読み聞かせなどを実施した事例があります。
201	栃木県「文化と知」の創造拠点整備構想（本文）	32頁	3館連携について	事業者側で3館連携に資する提案をして欲しいとの趣旨で良いか。	貴見のとおりです。県において「企画運営部門」という部局を設置する予定ですので、そちらの部局が事業者と連携しながら3館連携を実現していきたいと考えています。
202	栃木県「文化と知」の創造拠点整備構想（本文）	43頁	屋外展示に関する意図の確認	整備構想P43の屋外展示について、屋外スペースと展示・公開エリアにまたがっているが、どのような意図があるか。	整備構想P43の屋外展示は、既存の県立美術館において、有料の展示エリア内に屋外展示が設けられている状況を示したものです。新施設における屋外展示の配置を指定する趣旨ではなく、具体的な配置については、作品の展示環境や管理・運営、利用者動線等を踏まえた事業者の提案によるものとします。
203			整備費について	2025/2、整備費は400～500億円と公表されたが、設計・建設費及び什器備品費を指したもののか。また、その後、見直しなどあるか。	詳細については入札説明書等でお示しします。
204			周辺への特別な配慮が必要な箇所の有無	周辺地域に対する特別な配慮が必要な部分がありますか。	敷地西側・北西側の近接した住宅地に対しては、日照、騒音、臭気等への配慮が必要です。要求水準書にもこれらに関する記載がありますが、関係法令等に適合する一般的な範囲であれば問題ありません。圧迫感についても同様です。
205			公共シャトルバスの運用見込み	県が運行する公共シャトルバスは運用される見込みがありますでしょうか。	運用の見込みはありません。
206			来客者の想定人数	来館者数の想定を教えてください。	現時点では示すことは困難です。お示しする手法等も含めて検討したいと考えています。
207			メディア・コンテンツ産業に関する振興事業との連動について	県文化振興課および産業政策課が所管するメディア芸術・コンテンツ産業の振興に関する取組（例：とちぎメディア芸術推進検討会コンテンツ産業振興部会）について、本事業との連携を予定または想定している取組があれば、ご教示ください。	メディア芸術及びコンテンツ産業関連事業は、県事業としてすでに始動している取組であり、今後連携する可能性はあります。